

名古屋国際会議場整備運営事業

入札説明書等に関する質問への回答

- 名古屋国際会議場整備運営事業に関して、令和5(2023)年1月13日に受付けた入札説明書等に関する質問に対する回答を公表します。
- 質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字・脱字及び表記の誤りと判断した箇所については、一部修正しています。

令和5年2月

名古屋市

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
1	入札公告	1	1	4	-	事業期間	「維持管理・運營業務は、令和9年4月1日から令和29年3月31日までの20年間とする。」と記載されておりますが、提案により工期が短縮され、竣工が前倒した場合は供用開始日も前倒しに出来るのでしょうか。その場合、事業終了日は令和29年3月31日までと考えてよろしいでしょうか。	事業契約書（案）第38条「工期の変更」の通り、市と事業者は協議の上、当該変更の可否を定めます。ただし、工期が変更された場合も、事業終了日は令和29年3月31日で変わりません。
2	入札公告	1	1	4	-	事業期間	「維持管理・運營業務は、令和9年4月1日から令和29年3月31日までの20年間とする。」と記載されておりますが、予期せぬ事由により工期が遅延し竣工が遅れた場合は維持管理・運営期間は変わらず、供用開始日が遅れると考えてよろしいでしょうか。	事業終了日は令和29年3月31日で変わらず、供用開始日のみ変更することになります。事業契約書（案）第39条に規定しているとおり、遅延の帰責理由により費用や損害負担が決まります。
3	入札公告	9	3	7	イ	入札書及び事業提案書の提出場所	「イ郵送による場合の到達期限及び提出場所」については「（ウ）提出方法」として「二重封筒を・・・（中略）・・・送付すること。」と記載ありますが、「ア持参による場合」も「二重封筒を用い、入札書の中封筒に入れて封印し、中封筒表面に代表企業名、開札日及び入札件名を記載し、外封筒表面に開札日、入札件名及び入札書在中の旨を記載し、事業提案書を同封」すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
4	入札公告	9	3	8	ウ	開札日時及び開札場所	「ウ立会い」の中に「この際、入札価格の公表は行わない。」と記載されておりますが、後日総合評価の公表の中で、価格評価点の算定として入札価格は公表されるのでしょうか。	審査講評の価格点の算出において、入札価格を公表します。
5	入札公告	10	4	2	イ	入札保証金及び契約保証金の納付義務	「既存施設及び新施設の設計・建設業務において、施設整備に係る全ての費用及び当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額」と記載されておりますが、合計額とは、サービス購入料A-1およびA-2の合計と考えてよろしいでしょうか（割賦金利を含めた金額と考えるのでしょうか）。	お見込みの通りです。 なお、事業契約書（案）第8条第1項のとおり、契約保証金は、割賦利息相当分を控除したものとします。
6	入札公告	10	4	2	イ	入札保証金及び契約保証金の納付義務	「維持管理・運營業務の期間中においては、事業者の契約保証は必要ないものとする。」と記載されておりますが、開館準備業務についても必要ないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
7	入札説明書	1	1			入札説明書の定義	「なお、入札説明書等と実施方針等及び実施方針に関する質問回答に相違のある場合は、入札説明書等に規定する内容を優先するものとする」と記載されておりますが、質問回答の優先順位の方が低いことから、質問回答にて回答があった場合においても、入札説明書等の内容が優先されてしまいます。質問回答の結果は、必要に応じて入札説明書等に反映されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
8	入札説明書	6	2	7	ウ	建設業務	建設業務のうち、什器・備品設備等設置業務については運営業務を行う企業が実施することも可能でしょうか。その場合、P. 14に記載の建設業務を行う者の参加要件は求められないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。 その場合、その什器・備品設備等設置業務を行う企業（運営業務を行う企業）には、P. 14に記載の建設業務を行う者の参加要件は求めません。
9	入札説明書	7	2	7		業務範囲	開館準備業務のうち、植栽管理業務は工事期間中の仮囲いの範囲も含め、敷地全体が管理対象範囲となるのでしょうか。	お見込みの通りです。
10	入札説明書	8	2	10		事業スケジュール	本事業において、部分引渡しは実施しないものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
11	入札説明書	9	2	11	ア	市が支払うサービス購入料	「(ウ)維持管理業務の修繕業務にかかる対価」として、表中に「事業範囲外」と記載されておりますが、事業範囲外となる修繕業務とは、どのような内容を想定されているのでしょうか。以下を想定しておりますが、相違ないでしょうか。 ・維持管理期間開始前に、既施設において金額問わず修繕・更新が必要と判断されたもの	維持管理期間開始前であっても、「事業範囲外」は下記のもの対象となります。 ・（設計・建設期間における）改修工事の範囲外だが、事業期間中に修繕・更新の実施を本書で規定していないもので、1件300万円より大規模なもの ・（設計・建設期間における）改修工事で更新するが、事業期間中にも修繕・更新が発生すると予想されないもので、1件300万円より大規模なもの
12	入札説明書	9	2	11	ア	市が支払うサービス購入料	「(ウ)維持管理業務の修繕業務にかかる対価」として、「①新施設の修繕費相当額」と「②既存施設の修繕費相当額」の合計が「サービス購入料C」と考えてよろしいでしょうか。（「③精算対象経費」については「サービス購入料C」には含まず、別途精算頂けるとの理解でよろしいでしょうか。）	お見込みの通りです。 事業契約書（案）別紙6「サービス購入料の構成及び支払い方法」の通り、サービス購入料Cとは別に、精算対象経費を支払います。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
13	入札説明書	9	2	11	ア	市が支払うサービス購入料	「(ウ)維持管理業務の修繕業務にかかる対価」として、表中に「事業範囲外」と記載されておりますが、事業範囲外となる修繕業務とは、どのような内容を想定されているのでしょうか。以下を想定しておりますが、相違ないでしょうか。 ・(設計・建設期間における)改修工事の範囲外だが、事業期間中に修繕・更新の実施を本書で規定していないもので、1件300万円より大規模なもの ・(設計・建設期間における)改修工事で更新するが、事業期間中にも修繕・更新が発生すると予想されないもので、1件300万円より大規模なもの	お見込みの通りです。
14	入札説明書	9	2	11	ア	設計及び建設業務に係る対価	「市は、当該費用に相当する対価のうち、事業契約書に定める金額を、設計・建設期間中の各年度末及び業務完了時に支払い」と記載されてますが、事業契約書に定める金額とは、事業契約書別紙6の「設計・建設及び工事監理業務並びに設計・建設期間に係る統括管理業務に要する費用の合計額の80%」と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。 ご指摘の金額はサービス購入料A-1に該当します。
15	入札説明書	10	2	11	ウ	事業者が支払う納付金	納付金の金額が、事業の安定性及び事業継続性の不確実性を高める水準となっていると思料いたします。そのため、下記のような見直しをご検討いただけないでしょうか。 ・基本納付金の最低提案額の減額 ・SPCの税引後利益が発生した場合のみ納付金を納付 ・基本納付金の毎年度見直し	原文のままとします。
16	入札説明書	10	2	11	ウ	事業者が支払う納付金	「変動納付金」として「利益相当額」の「30%を毎年度支払うものとする。」と記載されておりますが、この割合については、維持管理・運営期間の20年間において固定となるのでしょうか。基本納付金のように3年ごとに見直しして頂けるのでしょうか。	事業契約書(案)別紙10「納付金の支払い」の通り、変動納付金の割合は30%で固定し、3年ごとの見直しは行いません。
17	入札説明書	11	2	11	エ	事業者が支払う目的外使用に係る使用料	「目的外使用許可」により使用料を支払うとなっておりますが、「⑧ファックス」および「⑨コピー機」の使用料の実績はいくらでしょうか。	令和4年度の「⑧ファックス」及び「⑨コピー機」の目的外使用許可による使用料については、年額15,540円(使用面積1.00㎡)になります。 なお、土地及び建物の総合評価額の増減に伴い、目的外使用許可による使用料は変動します。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
18	入札説明書	11	2	11	エ	事業者が支払う目的外使用に係る使用料	「※②～⑥、⑧～⑨については、指定管理者の指定とは別に、市より目的外使用許可を受け、使用料を納付する」と記載されておりますが、「エ事業者が支払う目的外使用に係る使用料」では、「表中①～⑥、⑧～⑨については、指定管理者の指定とは別に、市より行政財産目的外使用許可（以下「目的外使用許可」という。）を受け、使用料を納付することとする」と記載されております。①、⑦、⑩については目的外使用許可は必要ないという理解でよろしいでしょうか。またその場合の使用料はどのように考えれば良いのでしょうか。	⑦及び⑩については、目的外使用許可を申請する必要はありません。なお、⑦については公有財産一時使用契約書を締結し、設置台数分の貸付料を納付いただきます。また、①については目的外使用許可申請書を提出の上、レストランで利用する面積に応じて算出された使用料を納付いただきます。
19	入札説明書	12	第3	1	(3)	応募者の参加要件等	主要な業務を担わない企業（ファイナンシャルアドバイザー業務やSPC管理業務など）は、(3)応募者の参加要件等を満たしていれば、(4)各業務にあたる者の参加要件は問われない、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
20	入札説明書	15	3	1	(4)	維持管理業務を行う者の参加要件	維持管理業務を行う者の参加要件について、「(イ)平成23年4月1日以降、公告日の前日までに、1年以上の建築物（ホール、展示場、会議室等）の維持管理実績を有する者であること」とありますが、JVの場合は代表のみ満たせばよいと考えてよろしいでしょうか。	主たる業務を担う少なくとも1社が要件を満たすこととします。
21	入札説明書	15	3	1	(5)	応募者の構成員等の変更	「①応募者における構成員等が参加資格要件を欠いた場合の措置…」及び「②応募者における構成員等の変更可否…」において、代表企業を除く構成員は「やむを得ない事由で…（以下略）」とありますが、指名停止はやむを得ない事由に該当すると考えてよろしいでしょうか。	本公告の日から落札決定までの間に指名停止の措置を受けた場合、該当者は参加資格要件を欠いた場合に該当し、やむを得ない事由には該当しません。なお、協力企業については、入札説明書に規定しているとおり、市が協力企業の変更を認めた場合、応募者を失格としません。
22	入札説明書	16	3	2	3	提案書類の取り扱い	「イ著作権等」において「入札参加者が提出した事業提案書類は、情報公開請求の対象となり、公開・非公開の決定にあたって、市は入札参加者の意見を聴くものとする。」と記載ありますが、事業提案書類は、情報公開請求の対象から外していただけないでしょうか。提案書は、応募者の独自の技術・ノウハウを結集して作成するものです。公開される可能性がある場合、踏み込んだご提案をしづらくなります。	事業提案書類は情報公開請求の対象となるため、対象から外すことはできません。ただし、情報公開請求の制度上、公開前に書類作成者へ公開内容に係る意見照会を行いますので、その際に非公開部分について意見いただきますようお願いいたします。なお、意見照会後の本市の公開内容の決定に不服がある場合は、不服申立ていただくことも可能です。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
23	入札説明書	17	3	3		予定価格	国内の建築市場において、建築資材は物価上昇の傾向が継続しています。実勢に合わせた予定価格の見直し、あるいは、要求水準書に記載の改修や新設施設の内容等の見直しをお願いできないでしょうか。	予定価格は建築資材の物価上昇を考慮しております。事業契約書（案）別紙7「サービス購入料の改定方法」において物価変動による改定内容を記載しています。特に、「（2）その他特別な要因等による改定」において物価指標だけでは説明できない建設物価の増減があった場合においても、お互いにサービス購入料の変更を請求することができる規定を入れてあります。また、事業契約書（案）第13条に規定しているとおり、要求水準書の内容の変更について協議する場合はあり得ます。
24	入札説明書	17	3	3		予定価格	本事業の予定価格について記載されておりますが、原料や燃料の高騰による建材・設備の値上げが相次いでおり、異例の事態となっております。また提案書提出から着工までは1年以上先になり、建材・設備のみならず労務費の更なる高騰が懸念されております。情勢に合わせた予定価格の見直しもしくは、改修・新築工事の要求水準の引き下げ等の見直しを検討していただけないでしょうか。	事業契約書（案）別紙7「サービス購入料の改定方法」において物価変動による改定内容を記載しています。また、事業契約書（案）第13条に規定しているとおり、要求水準書の内容の変更について協議する場合はあり得ます。
25	入札説明書	17	3	5		入札価格等に係る消費税等の取扱い	予定価格は、サービス購入料を単純合計した金額に110分の100を乗じて得た金額とありますが、サービス購入料に含まれる割賦金利は消費税課税対象外と史料されます。そのため、非課税の割賦金利を踏まえた税抜の契約予定金額が予定価格を上回っても失格とはならないとの理解でよろしいでしょうか。	入札書（様式5-1）に記載する金額（見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税込み）の110分の100に相当する金額）が、予定価格（48,344,477,273円）を上回った場合は失格となります。なお、サービス購入料合計（本事業の取引にかかる消費税及び地方消費税を除いた金額）（入札価格内訳書（様式5-2）の「*1」欄に記載の金額）が、予定価格を上回っても失格とはなりません。
26	入札説明書	18	4	2		選定の手順及びスケジュール（予定）	事業者対話は、TV・ビデオ会議等で参加することは可能でしょうか。もし可能な場合、TV・ビデオ会議等での参加者は、参加人数制限に含まないものとして頂けないでしょうか。	可能です。 TV・ビデオ会議等については、参加人数の制限を設けません。
27	入札説明書	18	4	2		選定の手順及びスケジュール	入札説明書等に関する質問の機会が1回しかございませんが、質疑で生じた貴市と事業者との認識のずれの解消や事業者の提案をより良いものにするために、再度の質問の受付・回答の機会を設定頂けないでしょうか。	事業者対話の質問受付（令和5年3月29日受付〆切）において質問してください。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
28	入札説明書	18	4	2		選定の手順及びスケジュール（予定）	令和5年4月20日に事業者対話の実施を予定いただいておりますが、多岐に渡る事業内容を可能な限り対話内容とし、本事業に関する貴市と事業者双方の理解を深めるため、追加で対話の機会を設定いただけないでしょうか。	事業者対話は令和5年4月20日に予定しておりますので、追加での対話は行いません。
29	入札説明書	19	4	3	(2)	資料の閲覧・貸与	令和5年7月31日までに閲覧・貸与資料の破棄が求められていますが、仮に落札者となった場合も破棄しなければならないでしょうか。 落札者が約20年間事業を実施するうえで必要な情報が含まれているかと存じますので、対応方法をご検討いただけないでしょうか。	落札者となった場合は引き続き資料の使用を認めます。破棄の時期については協議によります。
30	入札説明書	20	4	3	(6)	現地見学会	「資格審査通過者を対象に、（中略）現地見学会を開催する」とありますが、参加表明が現地見学会後に予定されていることから、現地見学会を希望するすべての企業を対象に現地見学会が開催されるとの理解でよろしいでしょうか。 また、選定スケジュール上、資格審査実施前かと存じますので、現地見学会への参加を希望する場合、代表企業に限らず、会社毎に参加申込書を提出してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。「資格審査通過者を対象に」という文言を「参加希望者を対象に」と修正します。 また、会社毎に参加申込書を提出いただいて構いません。
31	入札説明書	20	4	3	(7)	事業者対話の実施	本事業は改修・新築と検討する範囲が広いことから、10名とされている参加人数の上限について、現地参加およびWEB参加を含めた参加人数の増員を協議させていただけないでしょうか。	現地参加者は10名までとしますが、WEB参加は可とします。
32	入札説明書	20	4	3	6	現地見学会	「現地見学会への参加を希望する資格審査通過者の代表企業は現地見学会参加申込書を提出」と記載がありますが、参加表明の受付締切前であるため、現地参加を希望するすべての会社が提出すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
33	入札説明書	21	4	3	(8)	入札の辞退	昨今、経済状況が日々刻々と変化しております。参加審査通過者が何らかの事情により入札を辞退した場合、貴市が何かしらのペナルティを科す可能性はありますでしょうか。	入札辞退に対するペナルティはありません。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
34	入札説明書	24	5	4		提案内容に関する ヒアリング等の実施	ヒアリング等については、一般公開で行われるのでしょうか。それとも非公開での実施でしょうか。	公開することで、率直な意見交換若しくは意思決定の中 立が不当に損なわれる恐れがあるため、非公開としま す。
35	入札説明書	24	5	5		落札者の決定・公 表	「①落札者における応募各社が不正2事由（※）に該当 した場合の措置は以下のとおりである。」と記載ありま すが、これに該当するのは本事業のみと考えてよろしい でしょうか。	基本協定書（案）第8条「事業契約の不締結」第1項第 (1)号及び第(2)号に記載の通り、一つ目の事由は本事業 の入札手続きに限りませんが、二つ目の事由は本事業のみに 限りません。
36	入札説明書	24	5	5		落札者の決定・公 表	代表企業・代表企業を除く構成員が不正2事由に該当し た場合に限り、事業契約を締結しない、とされております ので、他には事業契約を締結しない事由は無いという 理解でよろしいでしょうか。	基本協定書（案）第8条「事業契約の不締結」の通り、 構成員又は協力企業が参加資格要件を欠くに至った場合 は、事業契約を締結しない場合があります。
37	入札説明書	24	5	5		落札者の決定・公 表	「② 落札者における応募各社の変更可否」について 「代表企業を除く構成員」は「やむを得ない事由で市が 構成員の変更を認めた場合を除き不可」と記載ありますが 、指名停止については「やむを得ない事由」に該当す ると考えてよろしいでしょうか。	本公告の日から落札決定までの間に指名停止の措置を受 けた場合、該当者は参加資格要件を欠いた場合に該当 し、やむを得ない事由には該当しません。 なお、協力企業については、入札説明書に規定している とおり、市が協力企業の変更を認めた場合、応募者を失 格としません。
38	入札説明書	26	6	2	エ	特別目的会社の設 立等	当施設をSPC所在地として使用、登記することは可能で しょうか。	本施設をSPC所在地として使用することは可能ですが、 SPCの代表企業若しくは構成員が公的機関からの書類等 を受け取れる住所で登記してください。 ただし、現指定管理者が2025年1月末まで本施設を使用 しているため別途調整が必要となります。
39	入札説明書	26	6	2	エ	特別目的会社の設 立等	SPCがプロジェクトファイナンスを調達する場合、SPC株 式に対する担保設定を金融機関から依頼されることとな りますが、その場合には、貴市からの事前の承諾をいた だけるものとの理解でよろしいでしょうか。	市と金融機関で、直接協定（ダイレクトアグリーメン ト）を締結し、SPC株式に対する担保設定に対する市の 承諾等について規定することになるものと想定していま す。
40	入札説明書	26	6	3		事業契約の締結	落札者が事業契約を締結しないまたは失格となり、総合 評価の上位の者から順に契約交渉を行うことになった場 合、失格者（落札者）が落札した金額ではなく、随意契 約を行う事業者が入札した金額の制限内で契約を行うと 理解してよろしいでしょうか。	随意契約の契約金額は、当該事業者が応募時に提案して いた金額ではなく、失格者（落札者）の落札金額の制限 内になります。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
41	入札説明書	26	6	2		特別目的会社の設立等	「特別目的会社は、その資本金が本事業を安定的に実施するのに十分な額である閉鎖会社であり、取締役会及び監査役を設置する株式会社でなくてはならない。」と記載されていますが、貴市として想定される資本金額は御座いますでしょうか。また、資本金でなくとも資本性を有すると認識しうる株主劣後融資等が存在する場合、当該借入金額も勘案されるとの認識でよろしいでしょうか。	資本金額の想定はありません。落札者決定基準・第4(4)ア「事業遂行に関する確認」に示す内容を満たせば結構です。 なお、株主劣後融資等が存在する場合は、当該借入金額も勘案されるとの認識で結構です。
42	入札説明書	26	6	3		事業契約の締結	「特別目的会社が事業契約を締結しない場合、又は第5の5により落札者が失格となった場合は、市は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行う。ただし、この場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第9号の規定による随意契約となり、落札金額の制限内でこれを行うものとする。」と記載ありますが、随意契約となる契約金額については、あくまでも当該事業者が応募時に提案していた金額との理解で相違ないでしょうか。	随意契約の契約金額は、当該事業者が応募時に提案していた金額ではなく、失格者（落札者）の落札金額の制限内になります。
43	入札説明書	26	6	3		契約に関する基本的な考え方	契約条件・仕様等の詳細については、基本協定書（案）、事業契約書（案）をもとに、落札後に協議して定める、という理解でよろしいでしょうか。	契約条件は基本協定書（案）及び事業契約書（案）に規定しているとおりですが、落札者決定後、市及び事業者において解釈を明確化するための協議を行うことを想定しています。 なお、本事業はPFI事業であることから、仕様等の詳細を定めることは想定しておりません。事業契約書（案）第14条に規定していると通りの解釈となります。
44	入札説明書	27	6	5		契約保証金の納付等	「事業者は、事業契約の締結にあたっては、事業契約書に定める契約保証金を、納付するものとする。ただし、同額の履行保証保険契約等を締結した場合はこの限りではない。」と記載ありますが、サービス購入料 A-1およびA-2の業務に関する履行保証保険と考えてよろしいでしょうか（割賦金利を含めた金額と考えるのでしょうか）。	お見込みの通りです。 なお、事業契約書（案）第8条第1項のとおり、契約保証金は、割賦利息相当分を控除したものとします。
45	入札説明書	29	7	7		業務の委託等	「事業者が本事業の業務の一部を事業提案書に記載された以外に委託し又は請け負わせる場合は、事前に文書により市の承諾を得なければならない。」と記載ありますが、事業者から見て再々委託先又は孫請け先も同様に事前に文書により市の承諾を得なければなりませんでしょうか。	事業契約書（案）の通り、第三者が業務の一部を自己以外の第三者に委託し又は請け負わせる場合も同様としているため、市の承諾が必要になります。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
46	入札説明書	29	7	5	(2)	債権の質権設定及び債権の担保提供	SPCがプロジェクトファイナンスにて資金調達する場合、事業契約上にてSPCが有する債権に対する担保設定を金融機関から依頼されることとなりますが、その場合、貴市からの事前の承諾をいただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	市と金融機関で、直接協定（ダイレクトアグリーメント）を締結し、SPC株式に対する担保設定に対する市の承諾等について規定することになるものと想定しています。
47	入札説明書	29	7	7		業務の委託等	「事業者が本事業の業務の一部を事業提案書に記載された企業以外に委託し又は請け負わせる場合は、事前に文書により市の承諾を得なければならない。」と記載ありますが、事前にとは業務の開始前と考えてよろしいでしょうか。	業務開始の60日前までに変更案を提出してください。
48	入札説明書	29	7	7		業務の委託等	「事業者が本事業の業務の一部を事業提案書に記載された企業以外に委託し又は請け負わせる場合は、事前に文書により市の承諾を得なければならない。」と記載ありますが、業務の一部とは例えば建設業務を一部分割して委託又は請け負わせることも可能でしょうか。	お見込みの通りです。
49	入札説明書	30	12	(1)		金融機関と市との協議	SPCにおけるプロジェクトファイナンス調達が前提となりますことから、貴市と金融機関との直接協定については、締結をいただける前提との理解でよろしいでしょうか。	市と金融機関で、直接協定（ダイレクトアグリーメント）を締結することを想定しています。
50	入札説明書	32	8	2	(1)	入札参加表明及び入札参加資格審査時の提出書類	様式2-6の添付資料として「消費税及び地方消費税の納税証明書」がございますが、国税（法人税、消費税）に関する納税証明書は「納税証明書その3の3」で宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
51	入札説明書	32	8	2	(1)	入札参加表明及び入札参加資格審査時の提出書類	様式2-6の添付資料として「商業登記簿謄本（現在事項証明書）」がございますが、現在事項証明書に記載の事項は全部事項証明書にて網羅されておりますので、添付資料として「商業登記簿謄本（全部事項証明書）」の提出でも可としていただけますでしょうか。	「商業登記簿謄本（全部事項証明書）」の提出でも可とします。
52	入札説明書	33	8	3		入札辞退	資格審査通過者が、資格審査通過通知受領後に、入札参加を辞退しようとする場合には、事業提案書の受付締切日までに様式3-1「入札辞退届」を提出すれば辞退が認められ、辞退に伴う罰則は生じないとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
53	要求水準書	6	1	2	(11)	周辺施設との連携	市が堀川、白鳥庭園・白鳥公園等周辺施設において事業を実施する場合には、一体性を高めるため当該事業に協力することとあります。協力することは前向きに検討して行きたいと考えていますが、どのような事業を実施しようとお考えなのかが判れば更に前向きな協力の提案ができるかと思っておりますので、今のお考えをご教授いただけますようお願いいたします。	堀川の水辺空間、水上交通、白鳥庭園・白鳥公園、中央卸売市場本場と本施設との一体性を高めることで一層の魅力向上を図ることを想定しています。一体性は景観等ハード面と、施設の相互利用のようなソフト面の両面を含むものとしします。現時点で具体的な事業の想定はありません。
54	要求水準書	7	1	4	(1)	要求水準の変更事由	要求水準書の変更を求めることができるのは、市からのみとなっておりますが、民間事業者側からも変更を求めることができるようにご検討をお願いします。	事業契約書（案）に定める範囲において、協議を検討します。
55	要求水準書	7	1	4	(2)	要求水準の変更手続き	変更手続きについて具体的な方法が記載されていないのですが、具体的な変更方法をご教授下さい。	事業契約書（案）に定める範囲において、市と事業者が協議の上変更することになります。
56	要求水準書	7	1	4	(1)	要求水準の変更事由	「市は、事業期間中に、次の事由により要求水準を変更する場合がある。」との記載がありますが、事業者から市に変更を要望することも可能でしょうか。相互に協議できるようご検討頂きたいと考えております。	事業契約書（案）に定める範囲において、協議を検討します。
57	要求水準書	11	1	12	(2)	イ 契約又は覚書等の写し	貴市へ提出する契約又は覚書等の写しとは、前項「ア 契約又は覚書等の一覧」に記載した契約又は覚書等について、写しを提出するとの理解でよろしいでしょうか。また、「契約又は覚書等の一覧」とは、基本協定書（案）別紙4と同義でしょうか。	お見込みの通りです。
58	要求水準書	11	1	12	(2)	イ 契約又は覚書等の写し	事業者が市以外の者を相手方として契約又は覚書等を締結する場合、「契約締結日の10開庁日前までに・・・当該契約書類又は覚書等の素案を市に提出する」ことが定められていますが、基本契約書（案）第9条及び事業契約書（案）第6条に、業務委託契約又は請負契約締結後速やかに契約書の写しを提出するよう定められております。要求水準書においても同様に、締結後速やかに写しを提出する旨にご変更いただけないでしょうか。	素案は契約締結日の10開庁日前までに、写しは契約締結後速やかに提出してください。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
59	要求水準書	15	1	18	(1)	現指定管理者からの引継ぎ	「円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、現指定管理者から業務の引継ぎを行うこと。また、施設運営にかかる関係者へ指定管理者となる旨の報告を遺漏なく行うこと。」と記載ありますが、事業開始にあたり滞りなく業務を開始できるよう現指定管理者との引継ぎは早期に開始したいと考えております。現指定管理者との引継ぎ開始時期の定めはありますでしょうか。	事業契約締結後早々に引継ぎを開始してください。必要に応じて、落札者決定後、現指定管理者と対話を始めていただいても構いません。
60	要求水準書	19	2	1	(6)	土壌汚染状況	「イ土壌汚染状況」について土壌汚染対策法第4条及び名古屋市環境保全条例第15条の届出をもって、調査命令が発出されない場合は任意調査不要と考えてよろしいでしょうか。	法令に基づく調査を必要とするかどうかについては、お見込みの通りです。法令に関わらず、事業を適正かつ円滑に進める上で調査が必要となる場合は、事業者の判断で実施をお願いします。
61	要求水準書	19	2	1	(6)	土壌汚染状況	「イ土壌汚染状況」について場内で発生する残土以外は場内自ら利用して良いと考えてよろしいでしょうか。	関係法令を遵守した上で実施願います。なお、場内利用を起因とした施設運営管理上の影響がある場合は、事業者と本市とで協議とします。
62	要求水準書	19	2	1	(6)	イ土壌汚染状況	隣接地の状況から、汚染物質が本事業対象地にも、含有されていることは推測されますが、工事に伴い発生すると思われる汚染土壌量は明らかにではありません。地中障害の撤去及び処分に係る追加費用は、貴市と協議可能と規定いただいておりますが、処理費用の増減は、依然として事業者リスクとなるため、改めて、調査費用と処理費用は、本事業外とし、全面的に貴市負担としていただけないでしょうか。	事業契約書（案）第20条「事業用地及び既存施設の契約不適合責任」の通り、事業用地の土壌汚染に係る契約不適合について、処分等に係る費用は事業者が負担するものとし、処理費用の増減については市と事業者で協議するものとします。原案の通りとします。
63	要求水準書	19	2	1	(6)	イ土壌汚染状況	土壌汚染調査の結果、地下水の汚染が判明し、モニタリングや浄化が必要となった場合、汚染された地下水の浄化・モニタリングに係る期間や費用等の確定は困難と思われます。当該費用については、全面的に貴市の負担としていただけないでしょうか。	No. 62の回答を参照ください。
64	要求水準書	19	2	1	(6)	地盤状況	「ア地盤状況」について、「必要に応じて事業者の負担により地盤調査を行う事」と記載ありますが、当該調査はサービス購入料の対象になる（入札金額に含まれる）と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
65	要求水準書	19	2	1	(6)	土壌汚染対策費	「～汚染掘削残土の処分を行うこと。処分に係る費用については、本事業に含まれる」とありますが、土壌汚染状況は調査をしないと不明であることから、事業者負担の場合には、提案時においては掘削残土は全て汚染されているものと想定して提案金額を算出せざるをえません。その結果、提案金額が過大になり、予算を超えてしまうことになるため、入札説明書等から合理的に推測しえない土壌汚染があり、それを事業者が証明した場合には、その取扱いについては貴市及び事業者で協議ではなく、貴市での負担をご検討頂きますようお願い致します。	当該事業については、隣接地の状況を参考に、事業者の判断により必要となる費用について事業費に計上してください。
66	要求水準書	19	2	1	4 (イ)	改修工事の計画条件	全館（既存及び新築）の設備は、1号館防災センターより一元管理すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。ただし、5号館を消防設備別棟とする場合は、消防関連設備の管理が分かれることになるかと思いますが、関係法令に基づき、所轄消防署の指導に従い、消防設備を整備してください。その際は、既存施設と5号館の双方で火災信号を含む状態・異常等を移報することにより、本施設全体の消防設備・防災設備の状態・異常等を双方で把握できるよう整備してください。
67	要求水準書	20	2	1	(6)	イ 土壌汚染状況	「入札説明書等から合理的に推測し得ない土壌汚染があり、それを事業者が証明した場合、その取扱いについて市及び事業者で協議とする」と記載がありますが、その取扱いについては貴市での負担をご検討頂きますようお願い致します。	No. 62の回答を参照ください。
68	要求水準書	20	2	1	(6)	地中障害物の撤去・処分費用	「間知石390m3まで、エフレックス管60m3までの地中障害物の撤去及び処分に係る費用は、本事業に含まれるものとする」とありますが、提案費用が予算を超えてしまう可能性が高いことから、地中障害物の撤去費用について貴市での負担をご検討頂きますようお願い致します。	契約不適合が、入札説明書等から合理的に推測し得ない地中障害によるものである場合の取扱は、事業契約書（案）第20条第2項に規定するとおりです。
69	要求水準書	20	2	1	(6)	地中障害物の撤去・処分費用	「間知石390m3まで、エフレックス管60m3までの地中障害物の撤去及び処分に係る費用は、本事業に含まれるものとする」とありますが、記載内容より地中障害物が少なかった場合も、精算等はないと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載の数量を超過する等に伴う撤去及び処分にかかる費用の増加が生じた場合は、事業契約書（案）第20条第2項に基づき、その費用を市が負担することとします。ただし、当該地中障害が入札説明書等から合理的に推測し得る範囲のもので、かつ、費用の減少が生じるときは、市及び事業者が協議により合意した割合でサービス購入料を減額するものとします。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
70	要求水準書	21	2	2	(1) 1 2	景観性	既存緑地の移植・保存について、近隣や外部からの要望等によって、提案内容よりも想定以上の移植・保存が必要になった場合、その対応に追加予算をご検討頂けますようお願いします。	協議によるものとします。
71	要求水準書	21	2	2	1	2 環境保全性 5 省エネルギー・省資源	「建築物環境配慮制度（CASBEE名古屋）による評価を行い、Aランク以上となるよう整備し、さらには、Sランクとなるよう整備に努め、第三者認証を取得すること。【5号館】」とありますが、既設の制約により加点がでない項目があり、Aランクを目標とすることによろしいでしょうか。	5号館新築部分については、要求水準書に記載の通り「建築物環境配慮制度（CASBEE名古屋）による評価を行い、Aランク以上となるよう整備し、さらには、Sランクとなるよう整備に努め、第三者認証を取得すること。【5号館】」とします。
72	要求水準書	21	2	2	(1)	2. 環境保全性	5号館における太陽光発電パネル、地中熱利用設備等の自然エネルギー利用の環境設備の導入は事業者提案に任せるとの認識でよろしいでしょうか。	5号館の屋上に太陽光発電設備20kw以上を設置してください。その他の設備の導入は事業者提案によります。
73	要求水準書	21	2	2	(5)	仕上計画	1号館について、床桧集成材の仕様を地場産材ではないものに見直してよろしいでしょうか。	地場資材の採用は提案によります。
74	要求水準書	22	2	2	(1)	3安全性 2耐震	5号館につき「緊急物資集配拠点、熱田区災害ボランティアセンター、緊急指定避難場所、指定避難所、津波避難ビル及び広域避難場所の一部として、機能するように計画すること」とありますが、有事の際には緊急物資集配拠点と避難所を分ける必要があると思料いたします。それぞれの場所をフロアを分けて使用するなどのイメージでしょうか。	お見込みの通りです。ただし、必ずしもフロアを分ける必要はなく、有事の際に柔軟な対応ができることを期待します。
75	要求水準書	22	2	2			・屋外の広域避難場所の要求水準書を提示願います。	現状と同等以上の空間を確保することが要求水準となります。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
76	要求水準書	22	2	2	(1) 3-1	(1) 基本要件 (質 疑 回 答 20220530 No. 66)	5号館における指定緊急避難場所の想定人員数、2階の展示室の最大収容人数および指定避難場所の想定人員数、1階及び2階の展示室について、一人当たり2㎡の避難スペースにつき、最大人数を緩和してもよろしいでしょうか。	緩和は不可とします。 5号館については、現時点で緊急指定避難場及び指定避難場所として決定していませんが、以下を想定してください。 ・指定緊急避難場所：2階の展示室の最大収容人数とする。 ・指定避難場所：1階及び2階の展示室について、1人当たり2㎡の避難スペースを確保する。
77	要求水準書	23	2	2	(1)	3安全性 4対浸水	「隣接する土地から本敷地に越水しない対策を講じること。」とは、具体的にどのような対策を講じるイメージでしょうか。	周辺道路及び隣地からの越水により、地下部分への浸水等を防止するよう浸水対策をお願いします。
78	要求水準書	23	2	2	(1)- 3-3, 9	No. 70 機能維持特性 要求水準書 23 2 2 (1)-3-3, 9 No. 83 保安負荷 要求水準書 58 2 3 (3) (ウ)	インフラ途絶時とは、「電気・都市ガス・上下水道が途絶した状態」と考えられます。 既設はガス熱源主体の構成となっており、熱源容量・構成を既設同等の整備では、電気熱源が不足するため、電気熱源の追加と発電機容量のアップが必須となります。 機器定格能力100%運転ではなく、一部エリアは空調無し・換気のみ、もしくは設定温度条件を緩和した空調運転でもよろしいでしょうか。 (2022年5月30日入札説明書等に関する質問への回答 No. 70, 83)	中圧ガスは断絶のリスクが限りなく少ないとし、途絶はしないと考えてもよいものとします。 その上で、別紙15「名古屋国際会議場の防災機能位置図」に示す、すべての用途・エリアについて防災機能を維持するため、空調運転が可能となるよう整備してください。なお、空調の運転方法についてはインフラ途絶時でない通常時と同様の想定としてください。
79	要求水準書	23	2	2	(1) 3-9	機能維持特性	・72時間の機能維持が必要となるのは5号館の、緊急物資集配拠点、熱田区災害ボランティアセンター、緊急指定避難場所、指定避難所、津波避難ビル及び広域避難場所の一部として機能する部分ということでしょうか？	商用電源の途絶時においても、72時間以上、機能を維持するために要する電力供給機能を確保する対象は、現在非常用発電機負荷としているもの、「別紙15 名古屋国際会議場の防災機能位置図」に示した場所、「別紙31 発電機負荷対象とするトイレ位置図で示すトイレ」、「別紙08 諸室仕様リスト (5号館 (仮称))」に示す場所であるため、5号館 (仮称) 以外も対象となります。要求水準書P23をご確認ください。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
80	要求水準書	23	2	2	(1) 3-4	対浸水	要求水準書では『「名古屋市災害対策実施計画」における「ハード・ソフト両面から対策を推進する災害規模」に該当する洪水・内水氾濫、津波、高潮による浸水深に対して、施設への浸水を防ぐように計画すること。』と記載がございますが、各種ハザードマップ等に記載されている浸水深さ等(特に高潮に対しては1-3m未満)については、具体的にどの高さまで対応すればよいか、ご教示願います。(敷地状況及び既設建物の状況から、3mと想定した場合のハード面での対策は厳しいと考えられます)	「名古屋市災害対策実施計画」における「適切な避難行動による「命を守る」ための対策を推進する災害規模」ではなく「ハード・ソフト両面から対策を推進する災害規模」に該当する各種ハザードマップ等を参考にしてください。
81	要求水準書	23	2	2	(1) 3 9	機能維持特性	防災拠点における設備対応として、1号～5号館で必要となる空調・換気対応、給排水について別紙15に示す用途・エリア別での対応についてご教授ください。	別紙15「名古屋国際会議場の防災機能位置図」に示す、すべての用途・エリアについて防災機能を維持するため、インフラの途絶時においてもすべての空調・換気設備、給排水設備が維持できるよう整備してください。
82	要求水準書	27	2	2	(2) エ	駐車場	「現状計画地内に638台の駐車場が確保されている。第4立体駐車場（仮称）の建設にあたって、合計950台確保すること」とありますが、来場者用とサービス用にそれぞれ何台必要か内訳をご教示ください。また、現在の敷地内各所駐車場それぞれの駐車台数と、来場者用とサービス用の内訳をご教示ください。	来場者用駐車場638台（内サービス用39台）、バス駐車場12台、合計650台を第4立体駐車場(仮称)の建設により合計950台を確保してください。 現在の駐車場は、第1駐車場79台、第2駐車場67台、第3駐車場82台、第4駐車場371台（地上170台、地下201台）、搬入ヤード39台、合計638台です。
83	要求水準書	33	2	3	(1)	既存施設の要求水準	「原則として更新」としているものと、「全面更新」としているものを区分された理由をご教示下さい。全面更新としているもののうち、現地を確認して全面更新の必要がないと判断できるものにつきましては、原則として更新と読み替えることをご検討頂けないでしょうか。	「原則として更新」としているものは調査により問題がないことを確認できた場合に限り、再塗装やクリーニング等を行った上で既設流用を可としています。「全面更新」としているものについては、今後の長期的な施設利用等を踏まえ、本事業の建設期間において全面更新すべきと判断しております。したがって、「全面更新」を「原則として更新」と読み替えることは不可とします。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
84	要求水準書	33	2	3	1 (イ)	一般設備	・既設施設において夏期に空調能力が不足しているという個所は下記でよろしいでしょうか。 【1号館】 ・センチュリーホール ホワイエ ・センチュリーホール 2階席後方 ・地下1階・2階 第1・第2リハーサル室 ・3階 会議室131-134 ・4階 会議室141+142 ・4階 レセプションホール ロビー 【4号館】 ・1階 白鳥ホール ロビー また、具体的にどの程度の能力が不足しているか提示願います。	どの程度の能力が不足しているかについて、定量的に示せる資料はございませんが、利用者から指摘されている主な箇所はお見込みの通りです。
85	要求水準書	33	2	3	(1)	ア) 現場の優先	「要求水準中の数量（面積、台数等）は、提案段階における～改修の提案、設計及び施工にあたっては現場にて当該数量を十分に確認すること」とありますが（2021年9月に公表された「事業者対話における質問への回答」のNo. 106とNo. 107も同様）、入札公告前の現地見学、及び2023年2月20日の現地見学のみでは詳細な調査はできません。そのため、提案時はあくまでも入札説明書等に基づいた提案内容・金額となります。入札説明書等に十分な記載が無く、落札後に詳細な調査をした結果、追加となった費用については貴市での負担をご検討頂きますようお願い致します。	改修仕様及び数量はあくまで参考です。これまでの現地見学会及び今後予定している現地見学会で現場を確認していただき、現場との相違がある場合は現場を優先し、事業者の経験に基づき考えられる可能性を加味して必要な工法、数量でお見積りください。なお、入札説明書等から合理的に想定される以上の故障、修繕箇所が見つかった場合、事業契約書（案）第20条第4項に基づき、事業者と本市とで協議とします。
86	要求水準書	34	2	3	(1)	ア 建築工事について	「センチュリーホール、白鳥ホール、国際会議室、レセプションホールは、工事全体で、仕上げ、設備、椅子等を含めたホール全体として音響性能が同等となるように・・・」音響測定した資料や、スピーカー位置やスペックを網羅した詳細資料を開示いただけますでしょうか。	音響測定データーは閲覧・貸与資料（閲覧28_音響測定結果報告書）で提供可能です。スピーカーのスペックや位置等は現地見学会、既設図及び別紙20舞台音響設備に関する要求水準にて確認下さい。
87	要求水準書	36	2	3	(2)	ア防水改修工事	「原因を究明したうえで防水改修等の方法を検討し十分な対策を行うこと」とありますが、全漏水箇所の原因を究明は、困難と思われます。改修完了後、原因を特定できない漏水が発生した場合、その修繕費用は、事象者と負担せず、実費精算とすることを検討いただけないでしょうか。	「原因を究明したうえで防水改修等の方法を検討し十分な対策を行うこと」については、事業者の経験に基づき考えられる可能性を加味して必要な工法、数量でお見積り下さい。改修完了後、漏水が発生した場合は原則として事業者による修繕対応とします。
88	要求水準書	38	2	3	(2)	建築に関する要求水準	アルミルーバー面格子H60@125は、1号館で言えば、騎馬像上のピロティの軒天井に取付されているアルミルーバーをさしていると考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
89	要求水準書	38	2	3	(2)	建築に関する要求水準	アトリウム屋根の防水改修において、『カバー工法は不可』との記載があります。カバー工法も可としていただけないでしょうか。	調査により荷重等の構造上問題が無く、安全性が確認できた場合はカバー工法も可とします。
90	要求水準書	39	2	3	(2)	建築に関する要求水準	1号館の外壁タイルにおける平成31年の外壁診断調査報告書の開示をお願いいたします。	閲覧・貸与資料の「閲覧R-6_平成30年度_外壁診断調査報告書_1号館」をご確認ください。
91	要求水準書	39	2	3	(2)	イ 外装シール改修工事	要求水準書 変更履歴版は「改修仕様」となっていますが、要求水準書に記載の「改修参考仕様」でよいとの理解でよろしいでしょうか。	「改修参考仕様」を正としてご検討ください。
92	要求水準書	39	2	3	(2)ウ	外壁改修工事 花崗岩	「固定不良箇所、欠けがある箇所は補修すること」について、固定不良、及び欠けのある箇所、また数量をご教示願います。	対象範囲は花崗岩が使用されている外壁全般となります。現状、高さ3～5mの外壁目違い部の花崗岩に固定不良が多くみられます。詳しくは現地見学会で確認してください。昨年、外壁コーナー部3か所の修繕を行い、修繕金額は約240万円でした。
93	要求水準書	39	2	3	(2)ウ	外壁改修工事	花崗岩の「固定不良箇所、欠けがある箇所」とありますが、以下の点、ご教示ください。 ・修繕に向けた事前の対象範囲 ・現状で把握している固定不良、欠けの箇所と状況 ・当該不良箇所に関連する過去の修繕箇所と具体的な内容（昨年度の修繕金額をご教示ください。）	対象範囲は花崗岩が使用されている外壁全般となります。現状、高さ3～5mの外壁目違い部の花崗岩に固定不良が多くみられます。詳しくは現地見学会で確認してください。昨年、外壁コーナー部3か所の修繕を行い、修繕金額は約240万円でした。
94	要求水準書	40. 42	2	3	(2)	建築に関する要求水準	内部のアルミルーバーは、内部ボックスと同様、調査の結果問題がないと確認できた場合は、再塗装やクリーニングを講じることで、既設流用可としてもよろしいでしょうか。	アルミルーバーは要求水準として原則として既設同等で更新としているので、調査により変形等の問題がないことを確認できた場合は、再塗装やクリーニングなど意匠上の対策を講じることで、既設流用も可としますが、運営期間中に支障が出た場合は、劣化状況に応じて更新等を行って頂く必要があります。
95	要求水準書	43	2	3	(2)	雨水排水・湧水排水の経路変更に伴う対策	「本事業に伴い敷地内の排水経路に変更が生じることから、排水設備設置義務免除許可に関する変更手続きを行うこと。」と記載ありますが、排水設備設置義務免除許可に関する変更手続きはいつまでに完了しなければいけないのでしょうか。	法令を遵守した上で変更手続きを完了してください。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
96	要求水準書	44	2	3	(2)	オ 外構改修工事 (カ) 外構雑工事	改修仕様は、改修参考費用と読み替えて宜しいでしょうか。また、必須事項はないとの理解で宜しいでしょうか。	「改修仕様」のため「(下線部は必須事項)」は削除します。
97	要求水準書	46	2	3	(2)	カ アスベスト改修工事	石綿含有建材の処理において、表の部位の吹付塗材以外で発見された場合、貴市でのコスト負担のご検討及び工期遅延の協議に応じて頂きますようお願い致します。	要求水準書で示した建材以外の建材については、石綿障害予防規則、その他石綿処理に関する諸法令等に基づき、施工年等によりアスベストが含有しているものとして、撤去・運搬・処分に係る費用と期間をあらかじめ見込んだうえで提案を行ってください。
98	要求水準書	46	2	3	2カ	アスベスト改修工事	・既設各施設における設備類のアスベスト含有箇所は下記でよろしいでしょうか。 【1号館 アスベスト含有建材】 ・配管フランジ部のガスケット ・ダクトフランジ部のガスケット ・配管保温材 ・キャンバス継手 ・ケーブルラック等の区画貫通処理材 ・煙突の断熱材 【2号館、3号館、4号館、第4駐車場 アスベスト含有建材】 ・煙突の断熱材	お見込みの通りです。
99	要求水準書	46	2	3	2カ	アスベスト改修工事	・既設各施設における特定管理産業廃棄物の種別と量を提示願います。	既存施設の特別管理産業廃棄物については、以下のよう にお取り扱いください。 【廃石綿等】 設備類のアスベスト含有については要求水準書に記載の 通りです。量は既設図面等により算定願います。 【廃PCB等】 廃PCB等はないものとしてお考え下さい。 【廃アルカリ】 1号館の吸収式冷温水発生機2台の吸収液に六価クロムが 含有されております。量は現場調査および既設図面等 により算定願います。 【引火性廃油】 4号館の非常用発電機（補機）の燃料（軽油）について 処理をお願いいたします。量は既設図面等により算定願 います。
100	要求水準書	47	2	3	(2)	建築に関する要求水準	楽屋、控室の鍵は、カードキーとすることとありますが、具体的な部屋名をご指示ください。	電気工事の防犯・入退室設備の表に記載しています。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
101	要求水準書	47	2	3	(2)	ク 建具改修工事	資源有効利用促進や環境配慮の観点により、詳細調査の上、シャッターの改修において、スラット・レールは再利用し、可動部のみの改修とすることでよろしいでしょうか。	要求水準書に記載の通りとします。
102	要求水準書	47	2	3	(2)	ク 建具改修工事	1号館について、建具面のビニールレザーを性能上同等のダイノックフィルムに変更してよろしいでしょうか。	機能、性能、意匠の全ての面において既設と同等以上であれば可とします。なお、必要に応じて機能、性能、意匠の全ての面において既設と同等以上であることが分かる資料を提示していただく場合があります。この内容については、要求水準書P33「改修方針」内に追記します。
103	要求水準書	47	2	3	(2)	ク 建具改修工事	資源有効利用促進や環境配慮の観点により、事業実施段階での詳細調査の上、内部建具の更新、枠はそのまま流用し扉のみ更新あるいは扉更新をヒンジ・ドアノブのみ交換とすることでよろしいでしょうか。	要求水準書に記載の通りとします。
104	要求水準書	47	2	3	(2)	ク 建具改修工事	資源有効利用促進や環境配慮の観点により、事業実施段階での詳細調査の上、シャッター(SS)を危害防止装置取付のみとすることでよろしいでしょうか。	要求水準書に記載の通りとします。
105	要求水準書	47	2	3	(2)キ	内装改修工事 (別紙12 P.15 3F 休憩コーナー)	3F 休憩コーナーについて、現状は吹抜けのため、休憩コーナーとして新たに床は増設しないと考えてよろしいでしょうか。	吹抜けの誤りなので、別紙12 P.15 3階の休憩コーナーという表記を削除します。ここに床の増設はしません。
106	要求水準書	48	2	3	(2)	ク 建具改修工事	1号館について、玄関トップライト半円形状を三角形形状としてよろしいでしょうか。現地見学会で確認し、下部からの意匠上は、大きな影響はないと想定しました。	既設と同等以上の意匠性・性能・機能等が確保できる場合は形状の変更を可とします。
107	要求水準書	48	2	3	(2)	ク 建具改修工事	資源有効利用促進や環境配慮の観点により、事業実施段階での詳細調査の上、レベションホール的大型可動間仕切りの吊り部(レール・ランナー・戸当たり)のみ交換することでよろしいでしょうか。	要求水準書に記載の通りとします。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
108	要求水準書	48	2	3	(2)	ク 建具改修工事	資源有効利用促進や環境配慮の観点により、事業実施段階での詳細調査の上、レセプションホールの大型可動間仕切りPD-5を改修せず、クリーニングのみとすることでもよろしいでしょうか。	要求水準書に記載の通りとします。
109	要求水準書	49	2	3	(2)	ク 建具改修工事	1号館について、カーテンウォール（記号無し）可動部を性能上同等のカバー工法に変更してよろしいでしょうか。	機能、性能、意匠の全ての面において既設と同等以上かつ、開口寸法等が各種基準を満たし、運営上問題なければ可とします。
110	要求水準書	51	2	3	(2)	サ 椅子工事	「1階席全席にテーブルを確保すること」と記載ありますが、背もたれ式の場合は全席に確保する事は出来ません。現状の同等以上でよろしいでしょうか。	要求水準書において「背倒れ式に代えて、肘掛け収納式とする場合は1階席全席にテーブルを確保すること。」としています。
111	要求水準書	52	2	3	(2)	建築に関する要求水準	イベントホールの電動式移動観覧席の改修工事について、既設フレームを流用することは可とするとありますが、既設フレームに、前幕板・サイドパネルは含まれると考えてよろしいでしょうか。また、側手摺・後部手摺についても、調査の結果、クリーニング等をして問題なければ、既設流用可としてもよろしいでしょうか。	既設フレームに前幕板・サイドパネルは含まれると考えて良いです。側手摺・後部手摺についても現地確認の上、事業者が事業期間中の責任をもつことを前提とすれば、既設流用も可とします。
112	要求水準書	53	2	3	(2)	セ 法令対応工事	1号館について、センチュリーホール客席天井のダイノックシートをビニールクロス（サンゲツAA級程度）に変更してよろしいでしょうか。目線も遠いので、意匠上大きな影響はないと想定しました。	機能、性能、意匠の全ての面において既設と同等以上であれば可とします。なお、必要に応じて機能、性能、意匠の全ての面において既設と同等以上であることが分かる資料を提示していただく場合があります。この内容については、要求水準書P33「改修方針」内に追記します。
113	要求水準書	55	2	3	(2)	建築に関する要求水準	特定天井耐震化工事を実施する1号館騎馬像上部軒天井708㎡は、アルミルーバーの外部仕上げですが、そのアルミルーバー天井はカーテンウォールを隔てて、内部にも連続している内装天井仕上げとなっています。この内部に連続しているアルミルーバー天井は、特定天井耐震化工事に該当しないと考えてよろしいでしょうか。	特定天井に該当することを想定していますが、詳細については、関係部署と協議の上、関係法令等に適合するよう整備してください。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
114	要求水準書	55	2	3	(2)	セ 法令対応工事	資源有効利用促進や環境配慮の観点により、事業実施段階での詳細調査の上1号館について、レセプションホールの天井部材は、いったん取り外した後、再塗装として再度取付することでもよろしいでしょうか。	会議場としての品格と、バンケットとしての華やかさを両立させるデザインを確保した上で、天井に設置されている設備類を含めた天井耐震化工事に支障がなく要求水準を満たせる場合は、再塗装、再取付の提案も可とします。
115	要求水準書	56	2	3	(2)	ソ 改善工事	3号館地下1階床割れ対策についても、原因の究明及び原因の除去が、困難な可能性があります。改修完了後、原因を特定できない床割れ、隆起が発生した場合、その修繕費用は、事象者と負担せず、実費精算とすることをご検討いただけないでしょうか。	要求水準書「ウ改修工事内容と考慮すべき点」に記載の通り、根本的な解決も含め有効な対策を提案いただくこととしているため、事業者負担とします。
116	要求水準書	56	2	3			・各施設ごとで対象となる被災者受入れの同時収容最大人数およびボランティアセンター、緊急物資集配拠点におけるスタッフの想定人数を教えてください。	被災者受入れの同時収容最大人数について、指定緊急避難場所（洪水・内水氾濫）は約720人、指定緊急避難場所（津波）は約2,500人、指定避難所は約330人を想定しております。また、スタッフの想定人数について、ボランティアセンターは30名＋各地から駆け付けるボランティア人数、緊急物資集配拠点は20名を見込んでおります。
117	要求水準書	56	2	3			・上記の被災者受け入れを行う業務を行う場所に即して使用するトイレ、湯沸かし室の想定位置を教えてください。	被災者受入れ、ボランティアセンター、緊急物資集配拠点において使用するトイレは、「別紙31_発電機負荷対象とするトイレ位置図」に示す負荷対象のトイレとします。湯沸室については、要求水準書「別紙15_名古屋国際会議場の防災機能位置図」に記載しています。
118	要求水準書	56	2	3			・ボランティアセンターおよび緊急物資集配拠点、津波避難、緊急避難場所指定避難所の3種の使用目的が異なる施設の同時使用は無いと考えてよろしいですか。	指定緊急避難場所および津波避難ビルは一時的な避難場所としての機能であり、指定避難所は一時避難後の避難生活の機能であるため、両者の同時使用は無いものと想定しています。災害ボランティアセンターと緊急物資集配拠点は、指定避難所と同時使用があり得ます。
119	要求水準書	57	2	3	(2)	ソ センチュリーホール車いす席	外した椅子の収納場所をご教示ください。	事業者の提案によります。
120	要求水準書	58	2	3	3ウ	電気設備に関する要求水準	・要求水準書に記載がある72時間の機能維持は電力供給のみとしてよろしいですか。	72時間の機能維持が必要なものとしては、電力を供給している設備機器となります。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
121	要求水準書	59	2	3	(3) (ウ)	保安用負荷	保安用負荷として、 ・換気設備、空調設備は被災者の受け入れを行う場所の 全能力 ・展示室、会議室、控室の全能力【5号館】 と記載あるが、別紙15名古屋国際会議場の防災機能位置 図に示すエリアと5号館の該当室は全て空調・換気対応 を100%確保する必要がありますでしょうか。	別紙15「名古屋国際会議場の防災機能位置図」に示すエ リアと5号館の該当室は災害時に防災機能を果たすた め、全て空調・換気対応を100%確保する必要があります。
122	要求水準書	59	2	3	(3) ア (ウ)	非常用発電機設備	保安用負荷 照明で表中に展示室の全灯数と記載があり、別紙8では1/2以上と記載がありますが、1/2以上を正と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
123	要求水準書	64	2	3	ア (ス)	消防設備	「催事によりスモーク等の演出を行うことが想定される ことから、施設全体の防災機能に影響を与えないよ う・・・運用に配慮した計画」とありますが、貴市とし て具体的にはどのような設備の設置を想定されておしま すでしょうか。	所轄の消防署と協議のうえ、スモーク等の演出が可能と なるように計画してください。
124	要求水準書	64	2	3	ア (ス)	消防設備	「所轄消防署との協議や指導を受けること」とされてい る事項が多く、計画段階で必要な設備等を確定できない 恐れがありますが、これらは発注者（貴市）においても う少し具体的な要求水準を示していただけないでしょ うか。	改修部分に関して、必要な設備等については要求水準書 に示した通りです。必要な設備等の詳細な整備につい ては消防との協議や消防からの指導により決定する必要 があるため、その旨が記載されております。新施設につ いては建物の計画により必要な設備が変わるため、建物 の計画に合わせて必要な消防設備を整備してください。
125	要求水準書	65	2	3	(3)	ア(イ)撤去工事	既存電気設備の撤去において、但し書きにて1号館の非 常用発電機について記載がありますが、4号館の非常用 発電機についても、同様の扱いと考えて宜しいでしょ うか。	1号館の非常用発電機と同様に、維持管理・運営に支障 がない場合に限り、残置することも可とします。
126	要求水準書	65	2	3	(3) ソ	撤去工事	現状把握されているフロン・水銀・PCB含有対象をは下 記でよろしいでしょうか。 【フロン】 空調設備のチラーユニットやエアコン、厨房器具の冷蔵 庫等 【水銀】 蛍光管 【PCB】 変圧器、コンデンサー、照明の安定器など	お見込みの通りです。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
127	要求水準書	66	2	3	(3) ア (ウ)	非常用発電機設備	防災負荷稼働時は火災時で避難優先となるため、保安負荷はすべて切り離しと考えてよろしいでしょうか。 仮に、火災時でも保安負荷を稼働する場合は避難に必要と考えられる照明、通信・連絡用機器に供給することによってよろしいでしょうか。	現在の既存施設については防災負荷稼働時において、要求水準書に記載の防災負荷の他に、保安照明や発電機回路コンセント等の電灯設備及び電気室の空調機等の動力設備にも供給できるようになっております。その考え方を踏襲し、新設施設も含め既存と同様に整備することとしてください。 また、火災時の避難に必要と考えられる照明・通信等の負荷は事業者の提案によります。 なお、要求水準書の“保安負荷の1/2程度及び避難所等に必要な負荷は防災用負荷が運転される時、インターロック等で発電機回路より切り離せるようにしてもよいものとし、市と協議により決定すること。 は誤りであり、修正します。
128	要求水準書	67	2	3	ウ	(ア) 直流電源設備	非常照明用の直流電源装置の容量を精査した提案でもよろしいでしょうか。(LED化による既存容量からの圧縮：1/5程度)	直流電源装置はLED化を考慮し、必要な容量を精査した上で変更することも可とします。
129	要求水準書	85	2	3	(4)	イ1号館 (カ) 排煙設備	要求水準書には「排煙ダクトは、原則として更新すること。」とありますが、要求水準書 変更履歴版は記載がありません。いずれの記載が正しいのでしょうか。	「排煙ダクトは、原則として更新すること。」を正としてご検討ください。
130	要求水準書	85				空調： (エ) 空調配管設備 衛生： 各設備項目内	配管材料の見直し 鋼管をポリエチレン管・塩ビ管などに変更し、労務費の削減を図る提案でもよろしいでしょうか。(空調冷温水管、ドレン管、給水管、屋外排水管、消火管他)	原則として既設同等で更新としますが、施工場所に応じてより適した材料と判断される場合は市との協議により配管材料の変更も可とします。
131	要求水準書	86	2	3	(4)	イ (ク) 自動制御設備	全熱交換器の運転と連動し、OA、EA用MDダンパーの2位置制御を行っていますが、ダンパー制御は中止とし、既設MDの撤去のみとしてよろしいでしょうか。	既設と同等以上の性能・機能等が確保できれば、換気の制御方式を変更することは問題ありません。
132	要求水準書	86	2	3	(4)	イ (ク) 自動制御設備	ダンパー制御について、給(排)気ファンと連動してダンパーの2位置制御行っていますが、ダンパー制御は中止とし、既設MDの撤去のみとしてよろしいでしょうか。	既設と同等以上の性能・機能等が確保できれば、換気の制御方式を変更することは問題ありません。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
133	要求水準書	86	2	3	(4)	イ（ク）自動制御設備	駐車場換気制御について、2つのCO濃度センサーのうち濃度の高い方を選択し、ファンの回転数制御を行っていますが、2つのセンサー間の距離は直線で最大30m程度であり、CO濃度に大きな差が無いと思われる為、1つのセンサーでの制御に変更してもよろしいでしょうか。	既設と同等以上の性能・機能等が確保できれば、換気の制御方式を変更することは問題ありません。
134	要求水準書	86	2	3	(4)	イ（ク）自動制御設備	屋内隠蔽部の配線であり継続使用に問題がないと思われる為、資源有効利用促進や環境配慮の観点により、事業実施段階での詳細調査の上室内センサー類の配線は既存利用としてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載の通りとします。
135	要求水準書	93	2	3	5	衛生設備に関する要求水準	・市水道、下水道の機能不全時の対応として水備蓄、排水貯留は無しと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
136	要求水準書	94	2	3	(5)	ア 共通事項	資源有効利用促進や環境配慮の観点により、事業実施段階での詳細調査の上、連結送水管の更新について検討し、問題ないことが確認できた場合は、既設流用することによろしいでしょうか。	連結送水管は所轄消防署との事前協議の結果、更新としておりますので、既設流用は不可とします。
137	要求水準書	95	2	3	(5)	衛生器具設備	客用トイレの全大便器ブースの半数程度にベビーチェアを設けることとありますが、ブースの大きさによっては取り付けできない箇所もあると思われます。客用トイレに最低限1か所は確保するという考えでよろしいでしょうか。	来客用トイレの大便器ブースの既存数以上の確保及び全大便器ブースの半数以上にベビーチェアの設置することとします。ただし、実現が困難であることを事業者が証明し、市が認めた場合は、来客用トイレの大便器ブースの既存数以上の確保を優先して計画を進めるものとします。 なお、ベビーチェアの設置を中止とした場合は、中止したベビーチェアに応じた費用を増減の精算対象とするものとします。
138	要求水準書	97	2	3	(5)	排水設備	屋外排水管の仕様について、既設同等で更新とありますが、既設は卵形管（VP）を使用しております。一般的な材料の円管（VP）としてよろしいでしょうか。	既設と同等以上の性能・機能等が確保できれば可とします。ただし、ポンプアップ配管（排水ポンプ以降の圧力がかかる排水管（第一桝以降も含む））については要求水準書に記載の通り、下水道用ポリエチレン管とします。
139	要求水準書	115	2	4	(11) ア (キ)	コンセント設備	配線ピットは3階展示室には不要と考えてよろしいでしょうか。	3階展示室における配線ピットの整備は事業者の提案によります。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
140	要求水準書	119	5	2	ア	駐車場の形式	自走式立体駐車場はフラット式とし車庫外スロープ形式とすること。とありますが、車室及び車室前車路はフラット、スロープは駐車場内にてのスキップスロープとし、面積に対して効率的な台数を確保できる形式としてもよろしいでしょうか？	利用者が、別のレベルのスキップフロアーからスロープ等で他のフロアーにアクセスできる計画は不可とし、全てのスキップフロアーにエレベーターが着床できるのであれば問題ありません。
141	要求水準書	119	2	4	イ (オ)	自動制御設備	「管理ゾーニング区分毎に光熱水の使用量が計量及び記録できるようにすること。」と記載がございますが、管理ゾーニングについて具体的にご教示願います。	事業者決定後の設計協議にて決定します。
142	要求水準書	122	5	(2)		施設の要件	立体駐車場600台（第1、第2、第3駐車場、バス駐車場と第4駐車場で950台）新第4立体駐車場以外の既存詳細内訳台数を教えてください。	来場者用駐車場638台（内サービス用39台）、バス駐車場12台、合計650台を第4立体駐車場（仮称）の建設により合計950台を確保してください。 現在の駐車場は、第1駐車場79台、第2駐車場67台、第3駐車場82台、第4駐車場371台（地上170台、地下201台）、搬入ヤード39台、合計638台です。
143	要求水準書	122	5	(2)		施設の要件	新第4立体駐車場の要求は600台とありますが50台程度なら減台数は可能ですか。	原文のままとします。
144	要求水準書	122	5	(2)	ア	駐車場の形式	自走式立体駐車場を設け、自走式立体駐車場は、フラット式とし車庫外スロープ形式とすることとありますが、床はフラット式、スロープは駐車場内にてのスキップスロープでよろしいでしょうか。	利用者が、別のレベルのスキップフロアーからスロープ等で他のフロアーにアクセスできる計画は不可とし、全てのスキップフロアーにエレベーターが着床できるのであれば問題ありません。
145	要求水準書	132	3	1	(4)	実施体制	施設整備段階と運営段階で代表企業が交代する場合、代表企業の交代に伴い、全体統括責任者を変更することは認められますでしょうか。	事業契約書（案）第22条第1項に基づき、市の承諾を得て変更することは可能です。
146	要求水準書	132	3	1	(4)	実施体制	要求水準書で規定している「全体統括責任者」を担う者の実績要件などではなく、参加資格の申請は不要との理解でよろしいでしょうか。	入札説明書「1. 応募者の参加資格要件等」のとおり、お見込みの通りです。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
147	要求水準書	132	3	1	(4)	実施体制	各業務を統括し、適正かつ確実に事業を遂行する「全体統括責任者」を設置することとされておりますが、本施設への常駐は任意との理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
148	要求水準書	132	3	1	(4)	実施体制	各業務を統括し、適正かつ確実に事業を遂行する「全体統括責任者」を設置することとされておりますが、各業務の「業務責任者」と兼務することは可能でしょうか。	事業契約書（案）第22条第2項のとおり、全体統括責任者は、事業者の社員又は構成員から選出するものとし、各々が担うべき役割を確実に遂行できる限りにおいて、各本件業務の業務責任者を兼務することができます。
149	要求水準書	132	3	1	(4)	実施体制	各業務の「業務責任者」の建設業務責任者及び工事監理者以外の本施設への常駐は任意との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書第5章2（4）実施体制に記載の通り、建設業務について、意匠、構造、電気設備、機械設備等の専門別の担当者を配置し、それら専門別の担当者（意匠、構造、電気設備、機械設備の担当者に限る）を常駐させる必要があります。また、要求水準書第8章2（2）イに記載の通り、維持管理業務についても常駐人数が規定されていますのでご留意ください。
150	要求水準書	139	4	2	(2)イ	積算業務について	積算業務の提出物は以下の通りで宜しいでしょうか。 基本設計完了時・・・「工事費概算書」（内訳明細無し） 実施設計完了時・・・「請負代金内訳書」および「参考代金内訳書」 <質問理由> ・基本設計完了時の情報内容ではRIBC2を活用しての「参考代金内訳書」の作成はできない考えられるため。 ・要求水準書と別紙25（提出図書一覧）の指示に相違あり。	お見込みの通りです。
151	要求水準書	142	5	2	(2)	建設工事着手前業務	貴市が独自で本事業に関する近隣説明会等を開催される予定はありますでしょうか。 また、開催された際には、説明会の内容及び近隣の方からのご意見等、事業者に対しても情報共有いただけますようお願いいたします。	市として近隣説明会等を開催する予定はありません。ただし、近隣の方などのご意見がありましたら情報共有します。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
152	要求水準書	142	6	1 2	(2) (1)	業務区分 工事監理業務	【その他工事監理における必要な業務の要求水準について】 2 業務の要求水準 (1) 工事監理業務において、「工事監理業務内容は、国土交通省告示第98号別添一・・・以下省略」に定められた標準業務とあります。一方、1 総則の (2) 業務の区分④及び (4) には、その他工事監理における必要な業務と記載があります。「その他工事監理における必要な業務」の要求水準を具体的に教えてください。	「工事監理業務内容は、国土交通省告示第98号別添一・・・以下省略」については (2) 業務の区分における①工事監理業務の一部とお考え下さい。(2) 業務の区分⑤及び (5) に記載があります「その他工事監理における必要な業務」については、例えば「事業提案書を含む要求水準を満足しているかどうか、施工計画書、施工図、現場の確認を行うこと」等、要求水準を満足した施設整備とするために必要な業務を想定しています。
153	要求水準書	142	6	1 2	(4) (1)	実施体制 工事監理業務	【常駐が必要な工事監理者と担当技術者等の識別について】 2 業務の要求水準 (1) 工事監理業務において、「工事監理者は、****常駐して業務を行うこと」とあります。この「工事監理者」は、1総則 (4) 実施体制の工事監理業務責任者・建築電機機械担当技術者及びその他の担当技術者のどれに該当しますか。	常駐して業務を行う工事監理者とは、工事監理業務責任者、建築担当技術者、構造担当技術者、電気設備担当技術者、機械設備担当者を指します。
154	要求水準書	144	5	2	(1)	寄贈品等移設業務	寄贈品等を廃棄する場合、廃棄も事業者の業務となりますでしょうか。廃棄する場合、貴市の責任で廃棄いただくという理解でよろしいでしょうか。	「別紙28 寄贈品等一覧」にて「本事業における扱い」が「③原則本事業にて撤去・処分とするが詳細は市との協議による」寄贈品の廃棄は事業者の業務とします。その他の寄贈品については協議によります。
155	要求水準書	145	5	1	(5)	ア 近隣調査・準備調査等	「～工事計画の節目等に説明会を実施すること。～」とありますが、本事業の工事が近隣住民等の動線に影響を及ぼすときを想定しており、その前に説明会を実施するという理解で宜しいでしょうか？	工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保するため、事業者の判断で適切な時期に説明会を開催ください。
156	要求水準書	149	5	2	(5)	イ既存施設 (イ)既存什器・設備 備品等の引越し及び 回収期間中の扱い	「別紙28 寄贈品等一覧」に記載の備品のうち、市との協議の結果、継続使用（移設しての使用を含む）の扱いとなったものについて、貴市にて工事期間中の保管をご検討いただけないでしょうか。特にピアノや工芸美術品等の適切な保管は、事業者側での保管場所の確保や適切な管理が困難と考えます。	原文のままとします。
157	要求水準書	154	7	1		開館準備業務	利用料金収入が見込めない開館準備期間中の事業所税は免除される想定で考えてよろしいでしょうか。収支計画に影響するため確認させていただけますでしょうか。	事業所税の納付は必要な場合があります。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
158	要求水準書	155	7	2	(1)	予約管理システム整備	開館準備業務の中で整備する予約管理システムは、貴市の資産となる認識でよいでしょうか。この場合、更新時の費用は修繕計画へ記載する認識で間違いないでしょうか。	お見込みの通りです。
159	要求水準書	156	7	2	(4)	リニューアル記念式典等開催支援業務	施設の利用料、備品使用料は貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。減免扱いとなる想定でしょうか。	名古屋国際会議場条例施行細則第6条第1項第2号に基づき、施設の利用料金は減免を予定しています。なお、備品使用料については、要求水準書でも記載のとおり、必要な会場の資材等の調達は事業者が行うこととしていることから、事業者負担になります。
160	要求水準書	156	7	2	(4)	リニューアル記念式典等開催支援業務	資材および消耗品は事業者の負担で準備するように記載されておりますが、資材の範囲を具体的にお示しいただけないでしょうか。	資材の範囲については今後の協議事項とします。
161	要求水準書	157	7	2	(6)	植栽管理業務	工事期間中のアコウの木につき、事業者が「第8-2(10)植栽管理業務」の記載内容を遵守し、善管注意義務を尽くした保守を行ったにもかかわらず、アコウの木が枯損した場合、不可抗力としてお認めいただき、要求水準未達とならないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
162	要求水準書	160	8	2	・	建築物保守管理業務	法定点検以外の任意点検(機能維持)について、性能及び品質を担保できれば、現指定管理者の業務仕様を参考とし、実施回数・頻度については、事業者の提案ということでもよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
163	要求水準書	161	8	2	・	建築設備保守管理業務	法定点検以外の任意点検(機能維持)について、性能及び品質を担保できれば、現指定管理者の業務仕様を参考とし、実施回数・頻度については、事業者の提案ということでもよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
164	要求水準書	164	8	2	・イ	常駐人数	運転監視業務の常駐人員について、現指定管理者の配置体制を参考とし、適切な対応を担保できれば配置人数については、事業者の提案ということでもよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
165	要求水準書	164	8	2	・	劇場設備等保守管理業務	法定点検以外の任意点検(機能維持)について、性能及び品質を担保できれば、現指定管理者の業務仕様を参考とし、実施回数・頻度については、事業者の提案ということでもよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
166	要求水準書	164	8	2	(2)	常駐人数	「宿直配備の従事職員については、建築設備保守管理業務の従事職員との緊急連絡体制を構築できる場合に限り、他業務の従事職員が兼ねることも可とする。」と記載ありますが、運営業務従事職員が兼ねることも可という解釈でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
167	要求水準書	165	8	2	(3)	ウ 映像音響設備 保守点検業務	業務対象の中に5号館会議室が抜けておりませんか。	要求水準書に5号館会議室を記載しています。
168	要求水準書	167	8	2	・	修繕業務	要求水準書に従って改修する対象物及び別紙30に規定される対象物以外の修繕(例えば要求水準書39ページのウ外壁改修工事で改修工事を実施した箇所以外の外壁等)は、入札説明書9頁③精算対象経費の範囲(300万円以上は事業範囲外)で対応するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
169	要求水準書	167	8	2	・	修繕業務	修繕業務について、大規模修繕工事『建築物については建築物の一側面、連続する一面又は全体に対して行う修繕、建築設備及び劇場設備については各設備種類ごとの全面的な更新を行う修繕』は、事業範囲外とし、必要に応じて入札等により、別途貴市が実施するとの理解でよろしいでしょうか	入札説明書「第2章11(ウ)維持管理業務の修繕業務に係る対価」に記載があるとおり、既存施設の修繕業務として定義されていない修繕は事業対象外です。なお、事業対象外の修繕については、市と事業者による協議の上、当該工事の必要性が認められた場合は、市が別途実施します。
170	要求水準書	168	8	2	・	清掃業務	各清掃業務について、性能及び品質を担保できれば、現指定管理者の業務仕様を参考とし、実施回数・頻度については、事業者の提案ということでよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
171	要求水準書	171	8	2	(9)	警備・駐車場管理 業務	要求水準には、「24時間警備業務に従事し、定時に巡回すること」および「窓口において、開館時間に即した有人警備を行うこと。」と記載ありますが、閉館時間中は機械警備とすることは可能でしょうか。	閉館時間中も有人警備とします。
172	要求水準書	172	8	2	(9)	駐車場の料金徴収 及び管理方法	「施設の使用時間外の駐車場の取扱いについては別に指示するものとする。なお、第3駐車場及びバス専用駐車場は、夜間(午前2時から午前8時まで)は目的外使用許可により名古屋市中央卸売市場本場に貸し出す場合がある。その間の駐車場の管理については市との協議による。」と記載ありますが、施設の使用時間外の駐車場の取り扱いについては、貴市での負担をご検討頂きますようお願い致します。	名古屋中央卸売市場本場へ貸出時間中は、市で管理を行います。詳細については協議、調整をお願いします。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
173	要求水準書	173	9	1	(3)	業務期間	指定管理期間が「令和7年2月1日～令和29年3月31日」とありますが、令和7年2月1日より前に備品等の納品・管理のために作業を行う事は可能でしょうか。	現指定管理者と調整の上、名古屋国際会議場の管理運営に支障がない範囲内であれば可能です。
174	要求水準書	175	9	1	(5)	ア 利用料金収入 b 利用料金を徴収しない施設	貴賓室ゾーンは利用料金を徴収しない施設に分類されていますが、事業者の提案により、利用料金を徴収する施設とすることは可能でしょうか。	貴賓室ゾーンを利用料金を徴収する施設とすることは不可とします。
175	要求水準書	175	9	1	(5)ア	(ア) b利用料金を徴収しない施設	貴賓室、特別応接室、プレスルーム、438倉庫の利用（貸出し）にあたっての判断基準はありますでしょうか。	438倉庫については、他会議室の予備室として利用しています。貴賓室は全館利用の際の皇室が利用することを想定しています。特別応接室及びプレスルームは、全館利用の際に、利用者から希望があれば、指定管理者の判断で貸出しています。
176	要求水準書	176	9	1	(5)	ウ 本事業（指定業務）及び自主事業に係る収支等	経営が厳しいと想定されるレストラン運営ですが、運営収入には、飲食物販事業収入と明記されておりますが、運営支出には飲食物販事業支出というのが明記されております。レストランの運営にかかる支出は運営支出に含まれるものと考えてよろしかったでしょうか。	お見込みの通りです。 支出の「管理運営経費」の中に飲食物販事業に係る管理運営経費も含まれます。
177	要求水準書	185	9	2	3	レストラン機能	現在のレストラン3カ所のうち、1カ所以上は残すとありますが、レストラン機能のみならず建物全体の魅力向上を目的として、レストランの機能を1～5号館のどこかに確保すれば、必ずしも既存の位置と同じではない場所の提案は可能でしょうか。	お見込みの通りです。
178	要求水準書	185	9	2	3	レストラン使用料	レストラン等の運営にあたっては指定管理者として使用料を納付することとありますが、既存の展望レストランやカフェテラスをレストランとして使用せず、例えば倉庫として使用する場合には使用料は生じないという理解で宜しいでしょうか。また、本件について使用料が生じるものと生じないものの区分があればお教えてください。	既存のレストランを会議室や展示室等の貸出スペースとして活用する場合、名古屋国際会議場条例を改正し、利用料金の基準額等を規定することになります。 なお、条例に貸出スペースとして規定せず、例えば倉庫などの管理用スペースや供用スペースとする場合は目的外使用料は生じません。 要求水準書「(9) 来場者サービス向上のための事業に定める業務（指定業務）」及び「(11) 事業者が自主事業として実施する事業（自主事業）」を行う場合は目的外使用料が生じます。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
179	要求水準書	187	9	3	(9)ウ	レストラン等の運営	レストランの運営は、需要変動が激しいため、事業者の大きな運営リスクとなります。本事業以前の運営と同様に本事業の対象外とすることをご検討いただけないでしょうか。 もしくはレストラン運営を目的外使用から外して免除していただけないでしょうか。	原文のままとします。
180	要求水準書	188	9	3	(9)	ウ レストラン等の運営	「レストラン等の運営にあたっては、上記イに示した通り、市に目的外使用許可を申請し、指定管理者として使用料を納付すること」とありますが、年度ごとに許可をいただくため、レストラン等の運営が不安定になる可能性があります。本事業契約が解除等されない限りは、事業期間中、貴市より使用許可が得られるとの理解でよろしいでしょうか。	申請内容に不備がなければ原則として使用許可は得られるというご理解で構いません。
181	要求水準書	188	9	3	(9)	ウ レストラン等の運営	「レストラン等の運営にあたっては、上記イに示した通り、市に目的外使用許可を申請し、指定管理者として使用料を納付すること」とありますが、事業者（SPC）が使用許可を取得し、レストラン等の運営について、運営企業に業務委託するとの理解でよろしいでしょうか。 また、上記が正しい場合、運営企業から実際にレストランを運営する企業に再委託が可能との理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。 市の確認承諾を受け、第三者に業務委託することができます。
182	要求水準書	188	9	3	(9)ウ	レストラン等の運営	3か所のうち年間を通して使用しない施設がある場合は、その使用しない該当施設の使用料の納付は不要との理解でよろしいでしょうか。また、年間を通して、利用者の希望により不定期で使用する場合の使用料はどのように算出されますでしょうか。	既存のレストランを会議室や展示室等の貸出スペースとして活用する場合、名古屋国際会議場条例を改正し、利用料金の基準額等を規定することになります。 なお、条例に貸出スペースとして規定せず、例えば飲食物販スペース等として活用する場合は、自主事業として取り扱い、事業者は市に対して目的外使用料を支払って頂くことを想定しています。 年間を通して使用しない場合も、不定期で使用する場合も利用料金は年額にて算出します。
183	要求水準書	-	別紙 08			諸室仕様リスト 特記事項	「部屋ごとに陽圧・陰圧の調整が可能な計画とすること」と記載されているのは、主催者控室、控室（大）、控室（小）、控室（VIP）、会議室兼控室のみでよろしいでしょうか？ また、調整が可能という意味は、陰圧・陽圧の切替が可能ということでしょうか？	お見込みの通りです。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
184	要求水準書					参考資料	参考資料a～1について、2021年9月3日及び2022年3月30日に公表された資料から変更はないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
185	要求水準書					全般	改修において既設同等とありますが、既存メーカーから変更不可な場所及び改修仕様があればご教示ください。	既存メーカーから変更不可な場所についてはありませんが、電気設備・機械設備については「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿（電気設備機材・機械設備機材）（一社 公共建築協会）」に記載の機材等について、該当の機材等に掲載されているメーカーに限るものとします。改修仕様については「機能、性能、意匠の全ての面において既設と同等以上」となるように選定してください。
186	要求水準書					改修工事全般	既設改修工事において、現状の現地見学会だけではなく詳細現調をしなければ確定できない工事も発生いたします。詳細現調により仕様が変更となる場合、ご協議いただけるものと考えて宜しいでしょうか。	本書に記載してある内容は見込んでください。変更が特に必要と認められる場合は協議により変更する場合があります。
187	要求水準書					改修工事全般	本事業は、全国的にも前例のない大規模改修工事を含むPFI事業であると認識しております。通常の改修工事では、詳細調査を行わなければ正確な積算ができませんが、提案段階で詳細調査を行うことは難しく、適正な建設費を積算することが困難です。上記の状況から、事業開始後に詳細調査を行った上で、事業者の想定した提案内容を超えた部分については増額、減少した部分は減額の協議を貴市とさせていただけないでしょうか。	これまでの現地見学会及び今後予定している現地見学会で現場を確認していただき、現場との相違がある場合は現場を優先し、事業者の経験に基づき考えられる可能性を加味して必要な工法、数量でお見積りください。なお、入札説明書等から合理的に想定される以上の故障、修繕箇所が見つかった場合、事業契約書（案）第20条第4項に基づき、事業者と本市とで協議とします。
188	要求水準書					改修工事全般	本事業は、全国的にも前例のない大規模改修工事を含むPFI事業であると認識しております。通常の改修工事では、詳細調査を行わなければ正確な積算ができませんが、提案段階で詳細調査を行うことは難しく、適正な建設費を積算することが困難です。適正な建設費の把握が難しい状況に加えて、各工事において「原則として既設同等で更新」と記載いただいている該当工事においては、100%の更新が、資源有効利用促進や環境配慮、コスト面の観点から、必ずしも合理的ではないと思われます。現時点で貴市にて今回の更新に必要と想定される割合をご教示いただけないでしょうか。	「原則として既設同等で更新」とは、原則100%の更新を想定しておりますが、要求水準書に記載された条件を満たす場合は、既設流用も可とすることとしております。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
189	要求水準書					共通	経済性の高い事業（更新）内容への見直しにより、屋外ラッキングの仕様についてSUS製（既存仕様）からガルバリウム鋼板製に変更頂けないでしょうか。	SUS製（既存仕様）からガルバリウム鋼板製に変更しても良いものとします。
190	要求水準書別紙01					敷地境界線	本計画の敷地境界線位置について、CADデータなど明確に判別できる資料をご教示願います。	CADデータはありません。 参考資料や、閲覧・貸与資料をご参照ください。
191	要求水準書別紙02	5				遵守すべき法令等	「愛知県及び名古屋市における設計基準・指針等」には建築工事に関する仕様と土木工事に関する仕様（土木工事標準仕様書・工事共通構造図・土木工事共通特記仕様書・土木工事標準積算基準書等）とが列挙されています。土木工事に関する仕様が適用される対象箇所をご明示頂きますようお願いいたします。	改修については既存仕様が建築であれば建築基準に準拠、土木であれば土木基準に準拠とします。既存仕様の確認にあつては、既存図面を参考としてください。新設については、事業全体として関連するものを列挙しており、事業者の提案内容により該当するものを遵守することとします。
192	要求水準書別紙03					モニタリング計画書	要求水準未達の場合の措置（実施フロー）について、設計業務、建設業務及び工事監理業務に関するモニタリングにおいては、ペナルティポイントが加算されることはないかと理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。ペナルティポイントの考え方は開館準備業務・維持管理業務・運営業務に対し提供されるもので、設計業務、建設業務及び工事監理業務に関するモニタリングについては、第2章に記載している内容の通りです。
193	要求水準書別紙03					モニタリング計画書	開館準備・維持管理・運営期間中のペナルティポイントの加算について、四半期分のペナルティポイントが連続して一定値に達した場合（2四半期連続して30ポイント以上）に、市は、事業契約を解除することができると定められていますが、ペナルティポイントの加算によるサービス購入料の減額措置は想定されていないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
194	要求水準書別紙04					事業者が加入すべき保険	火災保険について、初回公募時に「事業者が加入することを妨げるものではありません」と回答がありましたが、加入せず実際に火災が起きた際のリスク分担の考え方を示してください。	火災のうち、市又は事業者のいずれの責めにも帰さない不可抗力に該当する場合は、事業契約書（案）別紙9に記載のリスク分担となります。その他、事業者又は市の過失による火災については事業契約書（案）第66条に基づき費用負担等を行うことになります。
195	要求水準書別紙06					配置イメージ図 （第4立体駐車場 （仮称））	「既設4号館を減築する場合は、構造安定性について検討を行い」とありますが、具体的に何を実施する事を指すのかご教示ください。	減築後において、建築基準法等の必要となる構造基準に適合することを確認してください。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
196	要求水準書別紙06					配置イメージ図 第4立体駐車場(仮称)	配置に既存土留め擁壁ライン内にてとありますが、擁壁ラインを越えて提案してもよろしいでしょうか。	図示した擁壁ラインは市の想定であるため、これと異なる提案を妨げるものではありません。
197	要求水準書別紙06					配置イメージ図 第4立体駐車場(仮称)	現状の駐車場出入口、IN、OUTの位置を変更して提案してもよろしいでしょうか。	行政協議が必要となりますが、位置は固定ではありません。設計時に協議を行った上で、変更が可能となります。なお、変更できない場合のリスクは事業者負担となります。駐車場入口部における渋滞長調査を過年度実施しておりますので、閲覧・貸与資料をご参照ください。
198	要求水準書別紙06					配置イメージ図 第4立体駐車場(仮称)	プラン計画を実施するに当たって、敷地図をデーターにて支給願います。	敷地図のデータはありません。参考資料や、閲覧・貸与資料をご参照ください。
199	要求水準書別紙06					配置イメージ図 (第4立体駐車場(仮称))	新4号館立駐新設にあたり、既設4号館駐車場躯体を撤去する事となっております。既設地下躯体外周にはSMW等が施工されていることも想定される為、新設に支障のない範囲において、既設地下躯体の残置を認めて頂けませんかでしょうか。	杭、地下躯体の存置については、関係官庁と協議の上、任意としています。
200	要求水準書別紙08	1				共通事項	監視カメラは管理事務所、クルー控室、SHクルー控室、5号館会館スタッフ控室、主催者控室など各控室での視聴も必要でしょうか。	事業者の提案によります。
201	要求水準書別紙08	2・3				諸室仕様リスト(5号館仮称)	要求水準書でVIP控室、控室(大)・(小)、主催者控室は1・3階に設置とあります。VIP控室以外は1階、3階である必要がないので、VIP室以外の部屋の場所については、階層の指示をなくし事業者の提案とさせていただきますでしょうか。	運用上問題なければ、事業者の提案とすることも可能とします。
202	要求水準書別紙11	1				雨漏り等状況説明図 (1号館1F)	「屋外倉庫 マンホールより逆流」とありますが、屋外倉庫内には既存の図面上マンホールはありません。どの部分を指しているのでしょうか。	屋外倉庫前の外部のマンホールです。閲覧・貸与資料「閲覧1_建築工事関係図面」の「A06 平成 年度ミュージアムプラザ(仮称)施設建築工事 第2回変更」の「403_外構雨水排水系統変更図(H15_08)」をご参照ください。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
203	要求水準書別紙11	1				雨漏り等状況説明図 (1号館1F)	「駐車スペース及び荷捌き 堀川から逆流しピットから溢れる」とありますが、そのピットとは、北側の車室にそって東西に設けられている側溝及び側溝にある集水桝をさしていると考えてよろしいでしょうか。 大雨の際、樋からの雨量が多くなり、排水処理しきれなくなってオーバーフローしているのではないのでしょうか。ご確認願います。	お見込みの通りです。堀川への排水ルートは閲覧・貸与資料「閲覧1_建築工事関係図面」の「A06 平成 年度ミュージアムプラザ（仮称）施設建築工事 第2回変更」の「403_外構雨水排水系統変更図(H15_08)」及び「405_外構雨水排水系統最終桝廻変更図(H15_08)」をご参照ください。 また現場確認をしたところ、堀川からの逆流ではなく、樋などから流れ込む雨水の量が多いことが原因でオーバーフローしている可能性は高いと考えられます。
204	要求水準書別紙12	1	1			1号館	1号館について、床ビニルシートAの仕様の東リノンワックスリウムNW抗ウイルスを仕様機能上同等のフロアリウムマーブル程度としてよろしいでしょうか。	機能、性能、意匠の全ての面において既設と同等以上であれば可とします。なお、必要に応じて機能、性能、意匠の全ての面において既設と同等以上であることが分かる資料を提示していただく場合があります。この内容については、要求水準書P33「改修方針」内に追記します。
205	要求水準書別紙12	8	1			1号館	センチュリーホール客席 壁の天然木化粧石綿板CL仕上げについては、基本的に既存のままでよろしいでしょうか。壁及び客席と通路の仕切の木部分は部分補修を行うと記載されていますが、具体的に平面図あるいは展開図でどの部分をさしているのでしょうか。既存の状態を確認すると、人が通った跡や物が当たったと思われる壁の傷やカスレ等が散見されます。その部分を補修すると考えてよろしいでしょうか。	傷みのない部分は既存のままで問題ありません。部分補修の範囲は、人が通った跡や物が当たったと思われる壁の傷やカスレ及び割れやささくれ等の劣化部位です。例えば、横通路の手摺の笠木や、縦通路に面する側壁等です。
206	要求水準書別紙12	17				1号館	現地見学会で確認しレセプションホールの壁改修は不要と想定しました。既存利用としていただけないでしょうか。	壁については原則として既設同等で更新としますが、調査により問題がないことを確認できた場合は、再塗装やクリーニングなど意匠上の対策を講じることで既設流用可とするとしています。
207	要求水準書別紙12	21	1			1号館	1号館について、要求水準書別紙12に記載の壁クロス及び壁クロスAを一般的なビニールクロス（サンゲツAB級程度）に変更としてよろしいでしょうか。主にセンチュリーホール、ホワイエ、会議室、7階レストラン棟で現状使用されているクロス材になります。	機能、性能、意匠の全ての面において既設と同等以上であれば可とします。なお、必要に応じて機能、性能、意匠の全ての面において既設と同等以上であることが分かる資料を提示していただく場合があります。この内容については、要求水準書P33「改修方針」内に追記します。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
208	要求水準書別紙12					1号館	1号館について、木製巾木チーク練付を機能上同等のナラ練付と変更してよろしいでしょうか。	機能、性能、意匠の全ての面において既設と同等以上であれば可とします。なお、必要に応じて機能、性能、意匠の全ての面において既設と同等以上であることが分かる資料を提示していただく場合があります。この内容については、要求水準書P33「改修方針」内に追記します。
209	要求水準書別紙12					1号館	1号館について、要求水準書別紙12に記載の天井クロスを一般的なビニールクロス（サンゲツAB級程度、サンゲツAA級よりは上級）に変更してよろしいでしょうか。	機能、性能、意匠の全ての面において既設と同等以上であれば可とします。なお、必要に応じて機能、性能、意匠の全ての面において既設と同等以上であることが分かる資料を提示していただく場合があります。この内容については、要求水準書P33「改修方針」内に追記します。
210	要求水準書別紙17	20				設備備品 液晶テレビ	施設スタッフ控室にもモニター用の液晶TVは必要ではないでしょうか。	事業者の提案によります。
211	要求水準書別紙18	1	1	1	2	センチュリーホール 正面反射板 （第2天井反射板傾	改修参考仕様の「巻上機、滑車、ワイヤーロープを交換する」について、使い勝手をより良くするため固定化としてもよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。
212	要求水準書別紙18	1				センチュリーホール バトン	電動バトンとSUSの耐荷重をご教示ください。	固定荷重を除く積載荷重は、電動の吊物バトンが1ton、第2サスが1025kg、第3～第5サスが925kgです。
213	要求水準書別紙18	3	1	1	43	センチュリーホール オーケストラ迫2	現状の使い勝手はオーケストラピットの使用では無く、舞台拡張の使い勝手が多いと考えられるため、迫2は固定化とし、迫1のみ舞台拡張対応としてもよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。
214	要求水準書別紙18	5	2	1	1	イベントホール 天井開閉	遮音性能が確保できれば、舞台上天井の開閉は無しとしてもよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。
215	要求水準書別紙18	5	2	1	7 8 9 10 11 12	イベントホール フライブリッジ 1～12	「巻上機、リミットスイッチ、滑車、ワイヤーロープを交換する」となっていますが、照明や客席ダウンライト、スピーカを考慮することで、常時設定の使い勝手と考えられるH=10.5mにて固定化、または固定のキャットウォークとしてもよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
216	要求水準書別紙22					5号館（仮称）ゾーニング図	「1フロアは、利用者サービスの向上となる他の4分割パターンの提案も可とする」と記載がございましたが、1階と3階のどちらを対象と考えればよろしいでしょうか？	事業者の提案によります。
217	要求水準書別紙26					什器備品リスト（既存施設）	既存施設の什器備品について、設計時点で協議の上、更新備品を決定することになっており、提案時点では数量未確定のため、費用の算出が困難です。既存施設の什器備品の設置にかかる費用について、事業者の想定した提案内容を超えた部分については増額、減少した部分は減額の協議を貴市とさせていただけないでしょうか。	要求水準書別紙26及び現地見学会を基に事業費に計上してください。
218	要求水準書別紙26	1				什器備品リスト（既存施設）	リストの 上部に「2027年(令和9年)2月1日時点において、原則として購入後25年以上経過するもの、及び25年を経過していても劣化が激しいものを更新対象とする。（太字のもの）」とありますが、当該項目において入札金額に見込むのは上記金額と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。ただし、「設計の際に、実際の備品類を確認し、劣化状況により更新するもの、更新しなくても良いと思われるものを整理する」に関する費用も見込むものとします。
219	要求水準書別紙26	1				什器備品リスト（既存施設）	リストの 上部に「設計の際に、実際の備品類を確認し、劣化状況により更新するもの、更新しなくても良いと思われるものを整理する」とありますが、設計の際に「更新するもの」となった備品の費用は入札前の段階では想定できないことから、貴市での負担をご検討頂きますようよろしくお願い致します。	サービス購入料（施設整備）に含まれます。
220	要求水準書別紙26					名古屋国際会議場 什器備品リスト（既存施設）	会議室のイスの全てが別紙26の什器・備品リストに全て記載されていないようですが、事業者が更新する備品はリスト以外にどれぐらいの分量がございますか。	備品登録されているものを別紙26に列挙しており、こちらに記載のない什器・備品については、別紙26の「設計の際に、実際の備品類を確認し、劣化状況により更新するもの、更新しなくても良いと思われるものを整理する」の通り対応ください。 なお、本事業を運営していく上で新たに必要と思われる什器・設備備品等については、事業者の提案によります。
221	要求水準書別紙27	1				什器備品リスト（5号館（仮称）・第4立体駐車場（仮称））	「※下記リストは参考とし、事業者は、運営に必要な備品を整備すること。」とありますが、備品数を含めて事業者提案に任せるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
222	要求水準書別紙30					運営期間中の修繕業務の対象	要求水準書に従って改修する対象物及び要求水準書別紙30に規定される対象物以外の修繕は精算対象経費（300万円以上は事業範囲外）であるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
223	要求水準書別紙35					付属備品リスト	イベントホール南側通路に置かれている備品（長机）の保管場所の想定をお示してください。	保管場所の想定はありません。 事業者の提案によります。 安全性、機能性を考慮した保管場所や運用の提案を期待します。
224	落札者決定基準	3	4		(4)	ア 事業遂行に関する確認	融資機関の関心表明書は必須ですが、金融機関以外の市内業者等から関心表明書を取得し提案書に添付しても問題ないでしょうか。	お見込みの通りです。 様式8-9-9「その他提案書作成に当たり元となる図面、バックデーター等」にて添付してください。
225	落札者決定基準	4	4	1	4	ア 事業遂行に関する確認	スケジュールについて、「国際会議場の引渡が令和8年3月末までに完了する工程となっているか」とありますが、令和9年1月末までの誤記との理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。 令和9年1月末までに修正します。
226	落札者決定基準	4	4	1	(4)	ア 基礎的事項の確認	審査内容に「融資機関の関心表明書が添付されているか」と記載がありますが、融資機関のみが評価され、その他の関心表明書は評価の対象にはなりませんでしょうか。	添付されている関心表明書の内容によります。
227	落札者決定基準	5	4	2	(1)	イ) 提案内容の評価項目の採点基準	提案内容の評価方法について、各審査員は相対評価（応募グループが複数の場合は必ず優劣をつける）あるいは絶対評価（同一の評価もあり得る）のどちらに該当しますでしょうか。	絶対評価を想定しており、同一の評価もあり得ます。
228	落札者決定基準	5	4	2	(1)	イ) 提案内容の評価項目の採点基準	各評価項目の採点方法についてどのように評価、採点を行うのかご教示ください。 例) ・全審査員の平均点 ・最高と最低点を除いた3人の平均点 ・担当の審査員1名による採点	審査員による合議採点方式を採用する想定です。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
229	落札者決定基準	6	4	2	(1)	ウ) 提案内容の評価項目における評価の視点と配点	1-1事業実施の基本方針の中に、「立地条件等に配慮した事業計画」との記載が御座いますが、この場合の立地条件は「リニア中央新幹線の開通による立地条件の向上」を意図されているのでしょうか。	事業者の提案によります。
230	落札者決定基準	6	4	2	(1)	ウ) 提案内容の評価項目における評価の視点と配点	①事業実施に関する評価の1-1事業実施の基本方針において、「民間の経営能力及び技術能力を活かした効率的な施設の設置（以下、略）」とありますが、新5号館と駐車場が該当と考えてよろしいのでしょうか。	新5号館と駐車場に限ったものではなく、施設全体が該当します。
231	落札者決定基準	7	4	2	(1)	ウ) 提案内容の評価項目における評価の視点と配点	1-6周辺環境・地域社会・持続可能性への貢献・配慮・取り組みとして、「貢献」と「影響」といった類似した用語が記載されておりますが、用語を使い分けた意図をご教示下さい。	「貢献」というのは持続可能性に寄与する良い効果、「影響」というのは持続可能性に与える悪い効果、という意図で記載しています。
232	落札者決定基準	8	4	2	(1)	施設整備に関する評価	「2-3 利便性・快適性」について、「海外を含めた多様な文化や習慣等に配慮した施設」と記載ありますが、具体的にどのような施設を指しているかご教示いただけないでしょうか。	国籍・性別・宗教・障害有無など、個々人の文化や習慣によらず、誰にとっても便利・快適で、ダイバーシティに配慮した施設を想定しています。それを実現するような具体的な提案がなされているかを評価いたします。
233	落札者決定基準	13	4	2	(1)	ウ) 提案内容の評価項目における評価の視点と配点	6-3の名古屋市が求めるMICE誘致において、評価の視点に「政府系国際会議…（以下略）」とありますが、COP10レベルの会議の誘致を想定されておりますでしょうか。	政府系国際会議など、設置目的を実現できるような質の高い会議を中心に誘致していきたいと考えています。
234	落札者決定基準	14	4	2	(1)	ウ) 提案内容の評価項目における評価の視点と配点	7-2のその他利用者サービス向上のための事業において、評価の視点に「リスク管理の方策、業務報告等について具体的かつ優れた提案がなされているか」とありますが、リスク管理の方策として具体的にどのようなものを想定されておりますでしょうか。	その他利用者サービス向上のための事業が、一般の来場者の妨げとなったり、地域への悪影響となったりすることを想定しています。
235	落札者決定基準	15	4	2	(4)	総合評価点の確認	「総合評価点が最低総合評価点（【600点】）以上となっていることの確認を行う。最低総合評価点未満の入札参加者は失格とする。」との記載がありますが、仮に価格点が一位でも最低総合評価点を超える提案がないと失格ということでしょうか。	お見込みの通りです。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
236	様式集	3				様式番号 7-2-1	「グローバルな利用を想定し、世界の主催者から開催候補地として選ばれる施設とするための考え方」と記載がありますが、グローバルな利用とは具体的にどのような利用を想定しているかご教示頂けますでしょうか。	要求水準書第1章2（4）に記載しているとおり、国内外の人の集積、学術・スポーツ・文化交流の拡大、ビジネス・イノベーションの機会創造等を想定します。
237	様式集	4				様式番号 7-2-6	「本事業を通じた施設周辺や地域社会、持続可能性への貢献について効果及び効果を高める提案」と「本事業が周辺環境や地域社会、持続可能性へ与える影響及び対応策」の記載項目が類似しておりますが、それぞれ項目を分けた意図をご教示ください。	「貢献」というのは持続可能性に寄与する良い効果、「影響」というのは持続可能性に与える悪い効果、という意図で記載しています。
238	様式集	4				様式番号 7-2-6	「本事業を通じた施設周辺や地域社会、持続可能性への貢献について効果及び効果を高める提案」及び「周辺環境・地域社会・持続可能性への貢献・配慮に継続的に取り組む計画」の2項目について、提案内容によってはまとめて記載する形としてもよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
239	様式集	4				様式番号 7-2-6	「本事業を通じた施設周辺や地域社会、持続可能性への貢献について効果及び効果を高める提案」及び「本事業が周辺環境や地域社会、持続可能性へ与える影響及び対応策」の項目において、「地域経済の観点で記述すること」との記載があります。上記2点について「地域経済活性化に寄与する取り組みの提案」に包含して記載する形としてもよろしいでしょうか。	「本事業が周辺環境や地域社会、持続可能性へ与える影響及び対応策」は、本事業が周辺環境等に及ぼす悪影響とその対応策を含むため、「地域経済活性化に寄与する取り組み」に必ずしも包含されません。
240	様式集	4				様式番号 7-2-6	「周辺環境」とありますが、堀川の水辺空間、水上交通、白鳥庭園、白鳥公園等と考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。
241	様式集	4				様式番号 7-2-6	「施設周辺」とありますが、「周辺環境」と同義と考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。
242	様式集	4				様式番号 7-2-6	「近隣地域」とありますが、本施設を中心とした熱田エリアと考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
243	様式集	18	2	1	1	作成上の留意事項	「(6)各様式の提出枚数が複数枚の場合には、様式の右肩に通し番号を記載すること。」と記載ありますが、様式7-7-1 1/3, 2/3, 3/3のように各様式ごとに通し番号を記載すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
244	様式集	18	2	2	1	作成上の留意事項	A4判バインダーファイルでA3判資料を折込ではなく、A3判バインダーファイルに左綴じとさせて頂けないでしょうか。	書類管理の関係からA4判バインダーファイルとします。
245	様式集	18	2	2	2	企業名の記載について	「代表企業、構成員及び協力企業の名称を客観的に特定できる記載は行わないこと」と記載がありますが、具体的には物件名や写真等は記載しても良いとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
246	様式集	18	2	2-2		企業名の記載について	応募グループに属さない企業を事業提案書内で記載する場合は、固有名詞を表記しても問題ないでしょうか。	応募グループに属さない企業の場合、企業名等の固有名詞を記載することも可能です。
247	様式集	18	2	2	1	作成上の留意事項	2-1共通事項 (10)について「提出書類は様式番号毎にインデックスを付すこと」とありますが、つまり様式 4、5、6…のレベルで付すと考えてよろしいでしょうか。	(1)、(2)、(3)…レベルでインデックスを付してください。
248	様式集	18	2	2	2	企業名の記載について	「「4 入札時の提出書類」の(3)から(6)までに示す書類（以下本項において「提案書」という。）には、正本・副本ともに、代表企業、構成員及び協力企業の名称は一切記載しないこと」と記載されておりますが、実績について写真や案件名称、説明文等記載してもよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
249	様式集	18	2	2	2	企業名の記載について	「4 入札時の提出書類」の(3)から(6)までに示す書類・・・（中略）・・・。また、代表企業、構成員及び協力企業の名称を客観的に特定できる記載は行わないこと。」と記載ありますが、代表企業、構成員及び協力企業の実績を紹介する際に、施設名・写真・ロゴを使用することは可能でしょうか。	お見込みの通りです。
250	様式集	19	2	2	2	表提出書類の綴じる区分	入札参加資格確認申請時及び提案審査書類提出時において、提出書類の副本は正本のコピーとしてもよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
251	様式集	31				(様式7-7-1)	資料「様式集・扉」のP.8における様式7-7-1の書式名及び記載内容と項目や構成が異なるのですが、どちらが正でしょうか。	「様式集・扉」「様式集・WORD形式」の書式名及び記載内容に齟齬がありました。いずれの資料も修正します。
252	様式集	32				(様式7-7-2)	資料「様式集・扉」のP.9における様式7-7-2の書式名初期記名及び記載内容と項目や構成が異なるのですが、どちらが正でしょうか。	「様式集・扉」「様式集・WORD形式」の書式名及び記載内容に齟齬がありました。いずれの資料も修正します。
253	様式2-2～2-5					様式2-2～2-5	様式2-2～2-5について、「代表者名」の記載と押印が必要ですが、「代表者名」及び押印は、名古屋市競争入札参加について「見積及び入札に関する事項」等の権限を委任されている、名古屋支店の支店長で宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
254	様式2-4					入札参加資格確認 申請書兼誓約書	本事業への参加表明に記載する会社情報は、本社住所でもよろしいでしょうか。それとも貴市の入札参加資格者名簿に届出をしている委任先の支店名である必要がありますでしょうか。	名古屋市競争入札参加者名簿に届出をしている委任先の支店名としてください。
255	様式2-4					入札参加資格確認 申請書兼誓約書	主要な業務を担わない企業（ファイナンシャルアドバイザー業務やSPC管理業務など）は、役割欄（設計、工事監理、建設、維持管理及び運営）のどの区別に「○」を記載すれば宜しいでしょうか。	いずれの区分にも「○」を付さないでください。 なお、参加表明書及び資格審査書類の提出時に、主要な業務を担わない企業を構成員又は協力企業として含めるか否かについては、事業者の任意とします。なお、含める場合については、様式2-5（入札参加者構成表）の「本事業における役割」に該当する役割を記載してください。
256	様式2-4					入札参加資格確認 申請書兼誓約書	各構成員及び協力企業の押印欄がありますが、様式2-3の「委任状」があるため押印は不要にして頂けないでしょうか。	製本部分に代表企業が割印をして頂ければ、袋綴じ製本等での提出でも構いませんので、押印したものを提出してください。
257	様式2-4～2-5					様式2-4～2-5	様式2-4の「入札参加資格確認申請書兼誓約書」、及び様式2-5「入札参加者構成表」について、代表企業、構成員、協力企業1社毎に1枚ずつ作成（1枚に複数社を記載することではなく）し、例えばシユア製本等での提出をお認め頂けますでしょうか。	製本部分に代表企業が割印をして頂ければ、袋綴じ製本等での提出でも構いません。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
258	様式2-5					入札参加者構成表	本事業への参加表明に記載する会社情報は、本社住所でもよろしいでしょうか。それとも貴市の入札参加資格者名簿に届出をしている委任先の支店名である必要がありますでしょうか。	名古屋市競争入札参加者名簿に届出をしている委任先の支店名としてください。
259	様式2-5					入札参加者構成表	記載する本事業における役割は、設計、建設、維持管理、運営の業務以外の、所謂「FA業務・SPC管理業務」を受託する場合、「FA業務・SPC管理業務」と記載する認識で宜しいでしょうか。それとも「その他」と記載するのでしょうか。	「FA業務・SPC管理業務」等、具体的に記載してください。 なお、参加表明書及び資格審査書類の提出時に、主要な業務を担わない企業を構成員又は協力企業として含めるか否かについては、事業者の任意とします。なお、含める場合については、様式2-5（入札参加者構成表）の「本事業における役割」に該当する役割を記載してください。
260	様式2-5					入札参加者構成表	各構成員及び協力企業の押印欄がありますが、様式2-3の「委任状」があるため押印は不要にして頂けないでしょうか。	No. 257の回答に示した方法で構いませんので、押印したものを提出してください。
261	様式2-7					様式2-7	様式2-7の下部に「役員等とは、監査役（常勤・非常勤問わず）や社外取締役・社外監査役も含む、現在事項全部証明書に記載のある全ての者を指す。行が不足する場合は、適宜、行を挿入して記入すること。」と記載ありますが、記載する役員等の人数が多く1枚で収まらなかった場合は、2枚に分けてもよろしいでしょうか。	2枚以上になっても構いません。
262	様式5-1					【参考】入札書用封筒見本	入札書用封筒について、・グループ名の記載は不要と考えてよろしいでしょうか。・代表企業の記載のみでよろしいでしょうか。・封筒の表への押印は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
263	様式6-4（1）					設計・建設費の内訳書（既存施設）	電気設備工事費、受変電設備工事費、空調設備工事費、衛生設備工事費については1～4号館の合計と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
264	様式6-4（1）					設計・建設費の内訳書（既存施設）	共通費は1～4号館の合計と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
265	様式6-4 (1)					設計・建設費の内訳書（既存施設）	什器・設備備品等調達・設置費は1～4号館の合計と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
266	様式6-4 (1)					設計・建設費の内訳書（既存施設）	「注7 既存施設・5号館（仮称）・第4立体駐車場（仮称）で共通する費用は適宜配分すること」とありますが、共通する費用は共通費あるいはその他の初期投資費が対象と考えればよろしいでしょうか。	全施設で一括して行う費用については、全て各施設で金額を記入（按分）してください。
267	様式6-9					損益計算書	サービス対価A-2（元本）は割賦基準にて損益計算書を作成することを想定されておりますでしょうか。損益計算書のグレーアウトされ斜め線になっている箇所を事業者側で採用する会計基準に沿って、変更してもよろしいでしょうか。	サービス対価A-2は事業契約書（案）別紙6に記載の時期に支払うことを想定しています。グレーアウトされ斜め線になっている箇所に収入があることはありません。
268	様式6-9					DSCR	実際の支払いベースでDSCRを算定する場合、SPCに資金が潤沢にあり収支上問題がないにも拘わらず、一時的にDSCRが悪化する場合がございます。通常金融機関ではSPCの債務返済能力を合理的にみるため、各口座への振替ベースで算定されるDSCRを財務制限条項としております。本DSCRの計算についても、各口座への振替金額をベースに計算しても構いませんでしょうか。	お見込みの通りです。
269	様式7-7-2（別紙1）					利用料金の設定（施設関係）	要求水準書PI74の図表14「利用料金を徴収する施設一覧」に記載がある「リハーサル室1」「リハーサル室2」「5号館会議室」が、本様式では記載がありません。当該施設を項目追加して料金等を記載すればよろしいでしょうか。対応方法をご教示ください。	様式7-7-2（別紙1）を修正します。
270	基本協定書（案）	2			第4条第4項	事業者の設立	「4 構成員は、第1条各号の規定に反することとなるような事業者の定款変更を行わせてはならず、」と記載ありますが、第1条各号ではなく第1項各号と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。 基本協定書（案）を修正します。
271	基本協定書（案）	2			4条4項	事業者の設立	「構成員は、第1条各号に規定に反することとなるような事業者の定款変更は行わせてはならず」とありますが、第1項各号の規定に反する定款変更を行わせてはならないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。 基本協定書（案）を修正します。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
272	基本協定書(案)	4			第8条 第1項	事業契約の不締結	「第6条の規定にかかわらず、・・・(中略)・・・本基本協定の当事者変更その他の必要な手続を履践するものとする。」と記載ありますが、これに該当するのは本事業のみと考えてよろしいでしょうか。	基本協定書(案)第8条第1項各号に該当する場合には、本事業以外の市との契約に関するものを含みます。
273	基本協定書(案)	4			第8条 第2項	事業契約の不締結	入札説明書P.24では、落札者決定から事業契約締結までの間に参加資格要件のうち不正2事由に該当した場合に限り、失格の有無及び交代の可否が記載されており、不正2事由以外の参加資格要件に該当した場合には影響しないと認識しております。事業契約締結までに不正2事由以外の参加資格要件を欠いた場合には、事業契約を締結しない可能性があるということでしょうか。	事業者と市との間の事業契約が成立するまでに、構成員又は協力企業が本事業の入札参加資格を欠くに至った場合、事業契約を締結しないこともあり得ます。なお、入札説明書P24の「落札者における応募各社の変更可否」に示しているとおり、代表企業を除く構成員は、やむを得ない事由で市が構成員の変更を認める場合、協力企業は、市が変更を認める場合もあり得ます。
274	基本協定書(案)	4			第8条 第2項	事業契約の不締結	「第6条の規定にかかわらず、事業者と市との間の事業契約が成立するまでに、構成員又は協力企業が本事業の入札参加資格を欠くに至った場合には、市は、事業契約の仮契約を締結せず、又は事業契約を成立させないことができる」とありますが、入札説明書では「落札決定まで」とされています。事業契約成立までは長すぎるため入札説明書通りとして頂けないでしょうか。	基本協定書(案)第8条第2項は、入札説明書第5「5落札者の決定・公表」(P24)に規定した落札者決定から事業契約締結までの間における落札者の失格及び構成の変更に対応したものであり、齟齬はありません。なお、入札説明書第3「1(5)応募者の構成員等の変更」(P15)は応募者の参加表明書の提出から落札者決定までの間における失格及び構成の変更の基準を定めたものです。
275	基本協定書(案)	4	第8条	第1項	(2)	事業契約の不締結	入札参加者が落札者として決定した場合に貴市と締結する基本協定書について、独禁法違反及び談合等により違約金が課される場合、本事業において独禁法違反及び談合等を行った場合に限定して頂けますようご検討をお願い致します。本事業に限定されない場合、構成員にとってリスクが過大となり、本事業への参加が困難となる可能性がございます。	基本協定書(案)第8条は、事業の安定性及び事業継続性を長期間に渡って確保できる事業者と契約するために設けた条文です。基本協定書(案)第8条第1項第(1)号の事由は本事業の入札手続きに限りませんが、第1項第(2)号の事由は本事業のみに限りません。
276	基本協定書(案)	5			第11 条	事業契約締結後に判明した不正行為に係る違約金	「本事業に係る落札金額の100分の10に相当する金額を上限とする違約金を、落札者に請求できるものとし」とありますが、事業契約第79条第4項の違約金とどちらが適用されるのでしょうか。	事業者と市との間の事業契約締結後、落札者が、本事業の入札手続について同契約第79条第1項第9号に該当することが判明した場合の違約金は、基本協定書(案)第11条の違約金が適用されます。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
277	基本協定書(案)	5			第11条	事業契約締結後に判明した不正行為に係る違約金	基本協定書第15条には、有効期間として「第10条から第13条まで～本基本協定の有効期間終了後も存続する」とありますが、11条の違約金の有効期間は事業契約締結からいつまでか（例えば、事業期間の終了まででしょうか？）をお教えてください。	基本協定書（案）第15条のとおり、基本協定の有効期間終了後も存続します。
278	基本協定書(案)	5	第10条	第2項		事業契約の不調の場合の処理	入札参加者が落札者として決定した場合に貴市と締結する基本協定書について、構成員が自己の請負または受託する業務以外のリスクを負う可能性がある場合は参入障壁が高くなるため、基本協定書における違約金は、連帯債務ではなく帰責企業がリスクを負担する建付けとして頂きますようご検討をお願い致します。	一般的な建付けであり、原文のままとします。
279	基本協定書(案)	5	第10条	第2項		事業契約の不調の場合の処理	事業契約締結までの違約金が落札金額（税込）の100分の10とございますが、本件は他案件と比較して事業費が大きいと、違約金も大きくなりますので、落札金額（税込）の100分の5に変更いただけないでしょうか。	原文のままとします。
280	基本協定書(案)	5	第11条			事業契約締結後に判明した不正行為に係る違約金	違約金が落札金額（税込）の100分の10とございますが、本件は他案件と比較して事業費が大きいと、違約金も大きくなりますので、落札金額（税込）の100分の5に変更いただけないでしょうか。	原文のままとします。
281	基本協定書(案)	5	第11条			事業契約締結後に判明した不正行為に係る違約金	事業契約において基本協定書と同様の事由による違約金が規定されるケースが一般的かと存じますので、基本協定書における違約金については、事業契約締結前までに違約金の発生事由に抵触した場合に課される形としていただけますでしょうか。	事業契約締結後、落札者が、本事業の入札手続について事業契約第79条第1項第9号に該当することが判明した場合の違約金は、事業者ではなく落札者に請求することができるものと整理しています。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
282	基本協定書(案)	5			11条	事業契約締結後に判明した不正行為に係る違約金	「落札者が、本事業の入札手続きについて同契約第79条第1項第9号に該当することが判明した場合には、<u>同契約の解除のいかんにかかわらず、市は、本事業に係る落札金額の100分の10に相当する金額を上限とする違約金を、落札者に請求できるもの</u>」とありますが、事業契約を解除しない場合でも、落札者は違約金を支払わなければならないということでしょうか。 また、事業契約書（案）第79条には、「<u>本事業契約が解除された場合、…サービス購入料（整備業務）…の100分の10に相当する金額を違約金として市が指定する期間内に支払う</u>」とありますが、契約解除となった場合、前段の基本協定書に基づく違約金と事業契約に基づく違約金のいずれも支払わなければならないのでしょうか。	事業者と市との間の事業契約締結後、落札者が、本事業の入札手続きについて同契約第79条第1項第9号に該当することが判明した場合には、同契約の解除のいかんにかかわらず、市は、本事業に係る落札金額の100分の10に相当する金額を上限とする違約金を、落札者に請求できるものとします。 なお、上記により事業契約を解除せず、その後、事業契約第79条第4項に基づいて事業契約が解除された場合については、違約金を重複して請求することはありません。
283	基本協定書(案)	5			12条	秘密保持	（9）名古屋市情報公開条例に基づき情報開示する場合、事業者との協議を経て、承諾を得たうえで開示することとしていただけないでしょうか。	情報公開請求の制度上、公開前に書類作成者へ公開内容に係る意見照会を行いますので、その際に非公開部分について意見いただきますようお願いいたします。なお、意見照会後の本市の公開内容の決定に不服がある場合は、不服申立ていただくことも可能です。
284	基本協定書(案)	5			第11条	事業契約締結後に判明した不正行為に係る違約金	「事業者と市との間の事業契約締結後、落札者が、本事業の入札手続きについて同契約第79条第1項第9号に該当することが判明した場合には、同契約の解除のいかんにかかわらず、市は、本事業に係る落札金額の100分の10に相当する金額を上限とする違約金を、落札者に請求できるもの」とありますが、事業契約第79条第4項の違約金と重複して徴求することはないとの認識で間違いありませんでしょうか。	事業者と市との間の事業契約締結後、落札者が、本事業の入札手続きについて同契約第79条第1項第9号に該当することが判明した場合には、同契約の解除のいかんにかかわらず、市は、本事業に係る落札金額の100分の10に相当する金額を上限とする違約金を、落札者に請求できるものとします。 なお、上記により事業契約を解除せず、その後、事業契約第79条第4項に基づいて事業契約が解除された場合については、違約金を重複して請求することはありません。
285	基本協定書(案)	6			第16条	解除	「構成員若しくは協力企業が、本事業の入札参加資格を欠くに至った場合、又は本事業の入札手続きについて第8条第1項に該当することが明らかになったときは、市は、本基本協定を解除することができるものとし、当該解除の日をもって、本基本協定は終了する。」と記載ありますが、当該入札参加資格の適用期間は、事業契約締結までと考えてよろしいでしょうか。	基本協定書（案）第16条の「本事業の入札参加資格を欠くに至った場合」とは、事業契約締結の議決までとなります。 なお、「本事業の入札手続きについて第8条第1項に該当することが明らかになったとき」は、事業契約締結の議決後も存続します。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
286	事業契約書(案)	2			第6条 第3項	構成員及び協力企業等の使用	第3項において、「事業者は、各本件業務にかかる構成員又は協力企業を変更又は追加してはならない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって、市の事前の承認を得た場合はこの限りではない。」との記載がありますが、金融・財務・会計・税務・法務等の専門家とSPCが直接、税務顧問契約や監査契約等の契約を行う場合、当該専門家は協力企業には該当しないとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
287	事業契約書(案)	2			第6条 第4項	構成員及び協力企業等の使用	「構成員又は協力企業その他の第三者への業務の委託及び請負は、本事業契約及び本事業関連書類において許容される範囲において」とありますが、許容される範囲をご教示ください。	本事業契約書及び本事業関連書類に記載の通りです。
288	事業契約書(案)	3			第9条 第1項	第三者に生じた損害	「事業者が各本件業務を履行する過程で、又は履行した結果、第三者に損害が発生したときは、本事業契約に他に特段の定めがない限り、事業者がその損害を賠償しなければならない。」との記載については、事業者が善管注意義務を果たしていた場合にはこの限りではないという理解でよろしいでしょうか。	善管注意義務を果たすことを前提として、本事業契約書に他に特段の定めがない限り、事業者がその損害を賠償しなければなりません。
289	事業契約書(案)	4			第12 条	業務報告書の作成	「事業者は、事業期間中、本事業関連書類に従い、各本件業務にかかる月次業務報告書及び年次業務報告書をそれぞれ作成し、」と記載ありますが、統括管理業務、設計業務及び工事監理業務は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
290	事業契約書(案)	5			12条 4項	業務報告書の作成	「毎年度、翌年度以降に第65条第4項の規定により市が工事を執行する必要があると認める場合、当該年度4月末日までに市に提出・・・」との記載がありますが、毎年4月末にその年度に執行する工事資料を提出するという意味でしょうか。それとも毎年4月末日までに今後執行を予定している全工事資料を提出するということでしょうか。	毎年4月末日までに翌年度市が執行する必要があると認められる工事資料を提出してください。
291	事業契約書(案)	5			12条 5項	業務報告書の作成	「点検のため使用許可をしない日を設定する時は、事前に・・・を市に提出し、その承認を得なければならない。」とありますが、事前は何日程度と見込めばよろしいでしょうか。また、許可の可否は何日くらいで出るのでしょうか。	当該年度の前年度末までに市へ提出し、前年度中に承認を得るようにしてください。 承認の通知には数日程度かかります。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
292	事業契約書(案)	5			第14 条第2 項	解釈及び適用	「本事業契約と本事業関連書類との間又は・・・の順に解釈が優先する」と記載されていますが、事業契約や基本協定等より質疑回答の優先順位の方が低いことから、質疑回答にて回答があった場合においても、事業契約の内容が優先されてしまいます。質疑回答の結果は、必要に応じて事業契約等に反映されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
293	事業契約書(案)	5			第12 条第3 項	業務報告書の作成	「事業者は維持管理運営業務の実施中、毎年度、翌年度以降に4の規定により」とありますが、4の規定とは何かご教示ください。	事業契約書（案）第65条第4項です。
294	事業契約書(案)	5	1		第13 条第1 項	要求水準の変更	貴市がご負担いただく合理的な増加費用又は損害が発生した場合、合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いありませんでしょうか。	お見込みの通りです。
295	事業契約書(案)	6	1		第16 条第3 項	臨機の措置	「通常の管理行為を超えるものとして事業者がサービス購入料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分」との記載については、「通常の管理行為を超えるものとして事業者がサービス購入料の範囲において負担することが適当でないと合理的に認められる部分」と理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
296	事業契約書(案)	6	1		第16 条第3 項	臨機の措置	貴市がご負担いただく費用については、合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いありませんでしょうか。	お見込みの通りです。
297	事業契約書(案)	7	2		20条 2項	事業用地及び既存施設の契約不適合責任	「市及び事業者は、協議により合意した割合で当該地中障害の撤去及び処分に係る費用を市が負担することとし」との規定がございますが、地中障害の撤去及び処分が、工期に影響する場合も、第38条2項の規定が適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等から合理的に推測し得ない地中障害があり、それを事業者が証明した場合については事業契約書（案）第38条2項の適用対象となります。
298	事業契約書(案)	7	2		20条 2項	事業用地及び既存施設の契約不適合責任	「市及び事業者は、協議により合意した割合で当該地中障害の撤去及び処分に係る費用を市が負担することとし」との規定がございますが、事業者が合理的に推測できなかった当該地中障害の撤去及び処分に係る追加費用は、全面的に貴市の負担としていただけないでしょうか。	原文のままとします。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
299	事業契約書(案)	7	2		第20条	事業用地及び既存施設の契約不適合責任	対象地内に不法投棄物等が存した場合などは、本項の「契約不適合が、入札説明書等から合理的に推測し得ない土壌汚染、埋蔵文化財及び地中埋設物等」に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
300	事業契約書(案)	7	2		第20条第2項	事業用地及び既存施設の契約不適合責任	「事業者が第26条で定める事前調査業務を十分かつ必要な時期に実施したこと、かつ、杭、基礎等の計画による合理的な調整によってもなお当該地中障害の撤去が不可避であることを事業者が証明した場合は、市及び事業者は、協議により合意した割合で当該地中障害の撤去及び処分に係る費用を市が負担する」との記載について、事前調査に事業者の過失がなく、かつ、障害物の撤去が不可避であることを事業者が証明した場合には原則事業者の負担はないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
301	事業契約書(案)	7	2		第20条第2項	事業用地及び既存施設の契約不適合責任	「事前調査業務を十分かつ必要な時期に実施」の判断基準が曖昧です。事業者が入札図書を踏まえて予測できない事項は市のリスク負担でお願いします。	原文のままとします。
302	事業契約書(案)	7	2		第20条第2項	事業用地及び既存施設の契約不適合責任	事業を進めるにあたり、埋蔵文化財の立会調査が必要となった場合、調査業務は名古屋市に委託することになるのでしょうか。もしくは受注者側で対応することになるのでしょうか。また、それぞれの場合の費用は、リスク分担と同様、名古屋市の負担となるのでしょうか。	調査業務は事業者の対応とします。また、費用については、事業者との協議により合意した割合で市が負担するものとします。
303	事業契約書(案)	7			第20条第1項	事業用地及び既存施設の契約不適合責任	「市は、事業用地の土壌汚染に係る契約不適合に関する責任を、一切負担しないものとし、土壌汚染に関する処分等に係る費用は事業者が負担する。」とありますが、調査をしないと不明であることから、隣地から想定した数量等以上に対策が必要になった場合には精算して頂きますようお願いいたします。	事業契約書（案）第20条第2項の通りです。
304	事業契約書(案)	8	2		第20条第4項	事業用地及び既存施設の契約不適合責任	貴市がご負担いただく合理的な増加費用については、合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いありませんでしょうか。	お見込みの通りです。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
305	事業契約書(案)	9	3		23条 2項	全体統括責任者の 変更	「事業者は、事業期間中において、やむを得ない事由により全体統括責任者を変更する必要があるときは、市の承諾を得た上で、全体統括責任者を変更することができる」とありますが、設計・建設期間の終了から維持管理期間が開始する前までの間に認められている代表企業の変更に伴う全体統括責任者の変更は認められるとの理解でよろしいでしょうか。	設計・建設期間の終了から維持管理期間が開始する前までの間、事業提案書において全体統括責任者の変更について提案している場合に限り、全体統括責任者の変更を認めます。 なお、事業契約書（案）第22条第1項に基づき、市の承諾を得て変更することは可能です。
306	事業契約書(案)	11		1	27条 1項	設計業務の進捗状 況の確認	定期的に報告との記載がありますが、頻度は提案によるものでよいのでしょうか。	設計業務の進捗状況の説明および報告の頻度は、提案によるものとします。なお、市は、第27条第2項に基づき、事業者に事前に通知した上で、設計業務について説明を求める場合があります。
307	事業契約書(案)	11	4	1	第28 条第5 項	基本設計図書及び 実施設計図書の提 出	貴市にご負担いただく合理的な増加費用又は損害については、合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いはないでしょうか。	お見込みの通りです。
308	事業契約書(案)	12	第29 条	3		設計変更	設計変更に伴い、貴市にご負担をいただく追加的な費用には、合理的な金融費用（ブレイクファンディングコストを含む。）も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
309	事業契約書(案)	12	4	1	29条 1項	設計変更	市が設計図書の変更を求めた場合、「通知受領後15日以内にその結果を通知しなければならない」とありますが、事業者の長期休暇期間等と重なった場合、対応が難しい可能性が高いと考えます。 「通知受領後15営業日以内」にご変更いただけないでしょうか。	結果の通知期限を「通知受領後15開庁日以内」に修正します。
310	事業契約書(案)	12	4	1	第30 条	法令変更等による 設計変更等	第4項において、「第2項の規定による設計変更に起因して本施設の引渡しの遅延が見込まれるときは、市と事業者が協議の上、本引渡予定日を変更することができる。」との記載がありますが、設計変更以外での引渡日の変更は御座いますでしょうか。	事業契約書（案）第28条第5項(1)、第34条第6項、第37条第2項の場合のほか、第38条「工期の変更」等の事由が想定されます。
311	事業契約書(案)	12	4	1	第29 条第3 項	設計変更	貴市にご負担いただく合理的な範囲で負担する当該追加的な費用については、合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いはないでしょうか。	お見込みの通りです。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
312	事業契約書(案)	12	4	1	第30条第3項	法令変更等による設計変更等	貴市にご負担いただく合理的な範囲で負担する当該追加的な費用については、合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いないでしょうか。	お見込みの通りです。
313	事業契約書(案)	13			第31条第3項	建設業務の実施	「事業者は、建設業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせることができるものとし、建設企業が建設業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせた場合、事業者は、速やかに市にその旨通知するものとする。また、当該第三者が自己以外の第三者に委託し又は請け負わせる場合も同様とする。」と記載ありますが、市への通知を施工体制台帳の提出に代えさせていただくことは可能でしょうか。	建設企業が建設業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせた場合、ならびに当該第三者が自己以外の第三者に委託し又は請け負わせる場合の市への通知は、施工体制台帳の提出に代えることも可能です。
314	事業契約書(案)	13			第31条	建設業務の実施	第3項において「事業者は、建設業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせることができるものとし」とありますが、貴市の承諾なく事業者にて判断して良いと考えてよろしいでしょうか。	事業契約書（案）第31条第3項のとおり、建築業務については事前の市の承諾は必要ありませんが、建築業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせた場合、速やかに市にその旨通知するものとしします。
315	事業契約書(案)	14	4	2	第34条	本工事に伴う近隣対策	第4項において、「事業者は、自らの責任及び費用負担において、近隣説明会等を実施し、近隣住民等から本工事の工程等についての了承を得るものとする。」と記載ありますが、本項の規定は、近隣住民等全員から了承を得るという趣旨ではなく、「合理的な範囲で」近隣住民等から了承を得るという趣旨と理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
316	事業契約書(案)	14	4	2	第34条第6項	本工事に伴う近隣対策	貴市にご負担いただく合理的な増加費用及び損害については、合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いないでしょうか。	お見込みの通りです。
317	事業契約書(案)	15	第39条	1		工期の変更による費用の負担	工期の変更に伴い、貴市にご負担をいただく追加的な費用には、合理的な金融費用（ブレイクファンディングコストを含む。）も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
318	事業契約書(案)	15	4	2	第37条	工事の中止等	市が本工事を中止させた場合に負担する合理的な増加費用には、合理的な範囲の金融費用も含むとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
319	事業契約書(案)	15	4	2	第37条	工事の中止等	本工事の中止の原因又は端緒が事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、本引渡予定日は変更されると理解してよろしいでしょうか。	同第2項の通り、必要と認めた時に限ります。
320	事業契約書(案)	15	4	2	第37条第3項	工事の中止等	貴市がご負担いただく合理的な増加費用については、合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いありませんでしょうか。	お見込みの通りです。
321	事業契約書(案)	15	4	2	第39条第1項	工期の変更による費用負担	貴市がご負担いただく合理的な増加費用又は損害が発生した場合、合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いありませんでしょうか。	お見込みの通りです。
322	事業契約書(案)	16	4	2	44条	本施設の引渡し	対象施設に関してプロジェクトファイナンスでの融資実行を受けるためには、金融機関に対し、施設引渡しが済んだことを確認できる証憑の提出を必要とします。引渡し後に、貴市から引渡しを証する書面を発行いただけますでしょうか。発行いただける場合、引渡しからどの程度の期間でご対応いただけますでしょうか。 ※引渡しを証する書面は「完工確認済書」とは別との理解の下、質問させていただいております。	本施設の引渡し後に引渡しを証する書面を発行することは可能です。
323	事業契約書(案)	17	第45条	1		本施設の引渡し遅延による費用負担	本施設の引渡し遅延に伴い、貴市にご負担をいただく追加的な費用には、合理的な金融費用（ブレイクファンディングコストを含む。）も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
324	事業契約書(案)	17	4	2	45条	本施設の引渡し遅延による費用負担	現在、世界的な半導体不足により各種ネットワーク機器、産業用機械が不足しております。この現象は数年前までは全く予測出来なかった状況です。将来このような状況が発生し、引渡しが遅れざるを得ない場合も、第38条2項の規定が適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	その時点での具体的な事情に基づいた判断となります。
325	事業契約書(案)	17			第44条	本施設の引渡し	第3項において、「市名義での登記（表示登記及び所有権保存登記）を行うものとし」とありますが、貴市が職権で登記を行うのに必要な作業を行うという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
326	事業契約書(案)	17	4	2	第45条第1項	本施設の引渡し遅延による費用負担	貴市がご負担いただく合理的な増加費用又は損害が発生した場合、合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いありませんでしょうか。	お見込みの通りです。
327	事業契約書(案)	20	5		第52条	(光熱水費等の負担)	開館準備業務中の光熱水費は事業者の負担とありますが、この期間の業務場所は事業者が用意し、その経費も事業者が負担するということになりますでしょうか。別途貴市が提供される業務場所などはございますか。	お見込みの通りです。 なお、事業契約書(案)第18条「事業用地及び既存施設の使用」の通り、事業期間において事業用地及び既存施設の使用を認めます(その他の提供する場所はありません。)
328	事業契約書(案)	20	4	2	第45条第3項	本施設の引渡し遅延による費用負担	貴市がご負担いただく合理的な増加費用及び損害については、合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いありませんでしょうか。	お見込みの通りです。
329	事業契約書(案)	21	5		第54条第1項	開館準備業務の遅延による費用負担	貴市がご負担いただく合理的な増加費用又は損害が発生した場合、合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いありませんでしょうか。	お見込みの通りです。
330	事業契約書(案)	21	5		第54条第3項	開館準備業務の遅延による費用負担	貴市がご負担いただく合理的な増加費用及び損害については、合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いありませんでしょうか。	お見込みの通りです。
331	事業契約書(案)	23	6		第59条	(維持管理運営業務に伴う近隣対策)	「近隣対策の結果事業者が生じた増加費用及び損害は、本事業契約に別段の定めがない限り、事業者が負担する」とありますが、「事業者の責めによらない場合は市と協議」に変更できないでしょうか。	原則として、近隣対策の結果事業者が生じた増加費用及び損害は事業者が負担するものとしますが、当該増加費用及び損害について、例えば、市の指示又は請求により生じた場合など、本事業契約に別段の定めがある場合、当該規定に基づき対処することになります。
332	事業契約書(案)	23	6		第59条第3項	維持管理運営業務に伴う近隣対策	貴市がご負担いただく合理的な増加費用及び損害については、合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いありませんでしょうか。	お見込みの通りです。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
333	事業契約書(案)	24			第65 条第1 項	修繕等	「事業者は、本事業関連書類に基づき、市と協議し、本施設の長期修繕計画書を、本引渡予定日の1ヶ月前の日までに市に提出し、承諾を得なければならない。」と記載ありますが、引渡前の提出となりますと、急な工事仕様の変更などにより長期修繕計画の精度が落ちる可能性がありますので、「引渡後一定期間経過後に長期修繕計画書を提出する」としていただけないでしょうか。	長期修繕計画書は本工事完了までに市に提出し、承諾を得なければならないものとします。 事業契約書(案)を修正致します。
334	事業契約書(案)	24	6		第63 条第1 項	納付金等	基本納付金の支払主体は事業者たるSPCであり、かつ年度毎に一定額での支払いを要するため、プロジェクトファイナンスを組成する金融機関側からは、SPCが費用負担するリスクを極小化するため、現預金よるSPC口座内での積立を求められることが想定されます。当該積立は、事業者による株主劣後融資等で対応することが見込まれるため、事業者側の資金負担が増加し、ひいては事業費の増加に繋がるものと考えられます。これらを踏まえ、SPCの支払いにかかるリスクを排除し、PFI事業向けプロジェクトファイナンスのスキームを安定化させるためには、基本納付金についても変動納付金と同じように、利用料金収入から費用を差し引いた利益の範囲内で支払う設定とするなど、SPCから資金の持出しが生じない納付方法をご検討いただけませんかでしょうか。	原文のままとします。
335	事業契約書(案)	25	6		第67 条	(技術革新等に伴う 新技術の導入)	本件により、事業者が負担するのは、新技術の導入により実際に発生したコストから、既設同等水準の設備で更新した場合の想定導入コストを引いた差額を負担するという理解でよろしいでしょうか。	供用開始前まではその想定となりますが、供用開始後に導入した場合は、新技術の導入にあたって実際に発生したコスト全額を事業者が負担することになります。
336	事業契約書(案)	25	6		第65 条第5 項	修繕費等	貴市がご負担いただく合理的な増加費用については、合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いございませんでしょうか。	お見込みの通りです。
337	事業契約書(案)	25	6		第67 条	技術革新等に伴う 新技術の導入	貴市がご負担いただく合理的な費用については、合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いございませんでしょうか。	お見込みの通りです。
338	事業契約書(案)	30			第79 条第1 項	本施設引渡し前の 事業者の責めに帰 すべき事由による 契約解除等	「ア 本事業の入札続きについて同法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、」と記載ありますが、「本事業の入札手続きについて」と考えてよろしいでしょうか。	「入札続き」を「入札手続き」に修正します。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
339	事業契約書(案)	32			第80条第4項	本施設引渡し前の市の責めに帰すべき事由による契約解除等	「市の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。」と記載ありますが、市の責めに帰すべき事由のため、支払スケジュールを②としていただけないでしょうか。	原文のままとします。
340	事業契約書(案)	32	第79条	7		本施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	出来形には、貴市の確認を受けた設計図書や、SPC経費、金融費用などの合理的な費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
341	事業契約書(案)	32	第79条	8		本施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	金融機関が建設期間中にSPCに対し融資を行う際には、貴市からSPCが受領する整備業務のサービス購入料が唯一の返済原資となります。社会通念上の不利益とならないよう、本施設の出来形部分が既に存在する状況においては、本項に基づく原状回復請求はなされない理解でよろしいでしょうか。	条文規定の通りであり、出来形部分が存在する場合でも、買い取るか否かは市の裁量による判断となります。市が出来形部分を買取らない場合、事業契約書（案）第79条第8項のとおりとします。
342	事業契約書(案)	32	第80条	5		本施設引渡し前の市の責めに帰すべき事由による契約解除等	事業契約解除に伴い、貴市にご負担をいただく追加的な費用には、合理的な金融費用（ブレイクファンディングコストを含む。）も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
343	事業契約書(案)	32	10	2	79条7項	本施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	「市が第2項第1号により本事業契約の解除を選択した場合において、本工事の出来形部分が存在する場合、…買い取ることができる。」との規定がございますが、民法634条柱書及び第2項を根拠に、注文者（貴市）の帰責性の有無にかかわらず出来形部分を買受けるものとし、事業者は注文者（貴市）が受ける利益の割合に応じて報酬を請求できるものとの理解でよろしいでしょうか。	条文に規定の通りです。
344	事業契約書(案)	32	10		79条8項	本施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	出来形部分は原則的には買い取っていただけるものと理解しておりますが、市が本工事の出来形部分を買取らない場合とは、どのようなケースを想定されているかご教示ください。	条文規定の通りであり、出来形部分が存在する場合でも、買い取るか否かは市の裁量による判断となります。市が出来形部分を買取らない場合、事業契約書（案）第79条第8項のとおりとします。
345	事業契約書(案)	32	10	2	第79条7項	本施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	貴市における買い取りの対象となる本工事の出来形には、当該出来形を形成する上で必要となった合理的なSPC経費（設立費用、金融費用等）も含まれるとの認識で間違いないでしょうか。	お見込みの通りです。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
346	事業契約書(案)	32	10	2	第79 条8項	本施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	金融機関が建設期間中にSPCに対し融資を行う際には、貴市からSPCが受領する整備業務のサービス購入料が唯一の返済原資となります。社会通念上の不利益とならないよう、本施設の出来形部分が既に存在する状況においては、本項に基づく原状回復請求はなされないとの認識でよろしいでしょうか。	条文規定の通りであり、出来形部分が存在する場合でも、買い取るか否かは市の裁量による判断となります。市が出来形部分を買取らない場合、事業契約書（案）第79条第8項のとおりとします。
347	事業契約書(案)	33			第81 条第3 項	本施設引渡し前の法令変更による契約解除等	「市の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。」と記載ありますが、法令変更による費用精算のため、支払スケジュールを②としていただけないでしょうか。	原文のままとします。
348	事業契約書(案)	33	10	2	第80 条第5 項	本施設引渡し前の市の責めに帰すべき事由による契約解除等	事業契約の解除に伴い、貴市がご負担いただく合理的な増加費用及び損害については、合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いないでしょうか。	お見込みの通りです。
349	事業契約書(案)	35	10	3	第83 条第2 項	本施設引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	構成企業の内、維持管理・運営企業に破産等の事態が生じ、本事業の業務を継続することができない事態が生じた場合、第79条第1項第(1)号に該当するものとして第83条第2項各号のいずれかの措置を貴市がとるものと認識しております。 この場合、事業者が当該業務を代替して担う企業を新たに見つけ本契約上の手続を行った上で本事業を継続することができた暁には第83条第2項第(1)号に基づく事業契約の解除はされず、同条第5項に基づく違約金の支払は生じないものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
350	事業契約書(案)	35	10	3	第83条 第5項	本施設引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	入札説明書28頁_第7.2「資金調達」において、本事業はプロジェクトファイナンス手法を採用することが要求されています。 一般的に、サービス購入料（整備業務）を返済原資とするローンをプロジェクトファイナンスにより組成する場合、事業契約上の違約金については、ローン実行時において予め積み立てることが必要となります。理由は、事業契約解除によりサービス購入料（整備業務）の残額と違約金が相殺された場合、事業者が収受するサービス購入料の金額がローンの返済原資に不足する事態を避けるためです。予め違約金の積立を行うことで、金融機関として当該ローンのリスクは事業契約解除の可能性を考慮してもサービス購入料の支払能力（＝貴市の信用力）にあると考えることができ、融資条件を検討します。 他の事業における施設引渡し後の事業期間中の契約解除時の違約金は、全期間固定額又は当初計画時に全期間の金額が確定（違約金額を単年度のサービス購入料を基に算出する事業の場合）とするか、事業期間の経過に応じて金額が逡減する仕組み（違約金額を契約解除時～事業期間終了時の期間の未払サービス購入料を基に算出する事業の場合）が採られていることが一般的との認識です。 本号における違約金は、「当該解除された日の属する事業年度の基本納付金（計画値）に相当する金額」とされていますが、この定義によると事業期間中、違約金の金額は提案当時よりも増減する可能性があり、上記のローン提出時において事業期間中にわたり違約金の支払可能性がある金額として十分な積立がされているとの評価ができなくなるため、違約金積立のための借入枠を基本納付金の増額を考慮して当初から多めに設定する等の方策や、融資金融機関のリスクプレミアムの上昇による融資金利の引上げ等の融資条件が検討され、結果的に割賦金利の上昇につながる懸念があります。 2022年5月30日付の「入札説明書等に関する質問への回答」No222の回答で貴市より、基本納付金が増額見直しされる場合はその分事業者の直近の収入が増加しているため事業者に多大な資金負担が発生するとは考え難いとの回答を頂いておりますが、本事業は維持管理・運営業務は独立採算となっており、且つ、基本納付金は過去の実績に基づき見直しがなされる設計であり、事業者が基本納付金見直しによる増額分の積立を増額改定前に行うことが確実に可能とはいえないと考えます。そのため、上記のとおり融資条件が悪化し割賦金利にも悪影響が及ぶ可能性があります。 上記の他の事例と同様、違約金を固定額とする等、事業契約時に全期間の金額が確定する定義に変更頂けないでしょうか。	「当該解除された日の属する事業年度の基本納付金（計画値）に相当する金額」は、提案時の基本納付金計画額に相当する金額を意図しており、事業期間中に増減することはありません。 この意図を明確化するため、事業契約書（案）を修正致します。
351	事業契約書(案)	35	第83条	5		本施設引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	SPCがプロジェクトファイナンスを調達する場合、金融機関より事業期間に亘る違約金相当額の預金リザーブを要求されます。違約金は当該解除された日が属する事業年度の基本納付金相当額とされておりますが、基本納付金額は年度毎に異なり、加えて3年毎に見直しが行われるものです。将来的に違約金が大きく変動する可能性があるため、SPCに多大な資金負担が発生し、結果的に入札コストの増額要因となることから、維持管理運営期間中に違約金額が変動しない建付けとして、違約金＝維持管理運営開始初年度における基本納付金額にご修正をいただけないでしょうか。	No. 350の回答を参照ください。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
352	事業契約書(案)	35	10	3	第83条第5項	本件引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	SPCがプロジェクトファイナンスを調達する場合、金融機関より事業期間に亘る違約金相当額の預金リザーブを要求されます。違約金は当該解除された日が属する事業年度の基本納付金相当額とされておりますが、基本納付金額は年度毎に異なり、加えて3年毎に見直しが行われるものです。将来的に違約金が大きく変動する可能性がある、SPCに多大な資金負担が発生し、結果的に入札コストの増額要因となることから、維持管理運営期間中に違約金額が変動しない建付けとして、違約金＝維持管理運営開始初年度における基本納付金額にご修正をいただけないでしょうか。	No. 350の回答を参照ください。
353	事業契約書(案)	36	第84条	5		本施設引渡し以後の市の責めに帰すべき事由による契約解除等	事業契約解除に伴い、貴市にご負担をいただく追加的な費用には、合理的な金融費用（ブレイクファンディングコストを含む。）も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
354	事業契約書(案)	36	10	3	第84条第5項	本施設引渡し以後の市の責めに帰すべき事由による契約解除等	事業契約解除に伴い、貴市にご負担をいただく合理的な増加費用及び損害には、合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いないでしょうか。	お見込みの通りです。
355	事業契約書(案)	40	12		第91条第1項	法令変更による増加費用又は損害の扱い	貴市にご負担いただく合理的な増加費用又は損害が発生した場合、合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いないでしょうか。	お見込みの通りです。
356	事業契約書(案)	49	別紙1			【その他の用語】 (64)「不可抗力」	疫病も不可抗力に含まれますか。各業務実施中に不可抗力が生じた場合は別紙9「不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合」に記載の通りの割合で、事業者と市で負担すると考えてよろしいでしょうか。	疫病も、通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしてもなお防止しえない場合等は、不可抗力に含まれます。 お見込みの通りです。
357	事業契約書(案)	54			別紙6	2 サービス購入料について ア 一時払分 b. 支払方法	サービス購入料A-1について、設計・建設期間中の各年度の出来高80%を年度終了後に貴市よりお支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
358	事業契約書(案)	64			別紙7	サービス購入料A-1・A-2の改定方法	昨今の建設資材等の高騰が続いている状況を鑑み、「契約締結日の属する月」ではなく、「提案書提出日の属する月」と本施設の着工日の属する月の指標値を比較して申し入れを行うことに変更いただけないでしょうか。	原文のままとします。 ただし、著しい物価上昇により本事業を履行することが不可能又は著しく困難となった場合、協議には応じるものとします。
359	事業契約書(案)	67	別紙7	3		サービス購入料Bの改定	毎年翌年度の人件費についてスライド制は適用されますでしょうか。その場合、人件費に再委託先の人件費も含めてもよろしいでしょうか。	サービス購入料Bは、事業契約書（案）別紙7の規定に基づき物価変動による改定を行います。なお、サービス購入料Bの提案額については、再委託先の人件費も含まれているものと考えております。
360	事業契約書(案)	68	別紙7	3	(1)(ア)	サービス購入料Bの改定の対象費用	サービス購入料Bの改定において、水光熱費の改定は労務費以外の額に含まれているのでしょうか。昨今の水光熱費の値上がり状況を踏まえて、精算対象経費としていただけないでしょうか。もしくは「労務費以外」とひとくくりにするのではなく、納付金の試算同様に、独立した指標で改定試算をしていただくよう変更をお願いできないでしょうか。	サービス購入料Bにおいて、光熱水費の改定は労務費以外に含まれます。 なお、開館準備業務を実施するために必要となる光熱水費等の負担について、趣旨が分かりにくい箇所がありましたので、事業契約書（案）第52条を修正します。
361	事業契約書(案)	68	別紙7	3	(1)(ア)	サービス購入料BとCの再度の改定	サービス購入料BおよびCについても、サービス購入料A-1, 2と同様に、一度の改定後になお1.5%を超える物価変動がある場合は、「再度の改定」や「その他特別な要因等による改定」の申し入れが可能である、という理解でよろしいでしょうか。	サービス購入料B及びCについては、「再度の改定」や「その他特別な要因等による改定」の申し入れはできません。
362	事業契約書(案)	69			別紙8	法令変更による費用の負担割合	法令変更による費用の負担割合として、本事業に典型的又は特別に影響を及ぼす法令等の制定・改正の場合は市が100%負担とありますが、例えば設備の法定検査回数が増加した場合は特別に影響を及ぼす法令等の改正に入るのででしょうか。1回の費用は僅かでも、長期間による事業であることからトータルでは多額の費用となります。そのため、入札時点との法令による変更点についての増減はご対応いただけますようお願いいたします。	事業契約書（案）別紙8において、事業者若しくは本事業に対して一般的に適用される法律は、本事業に典型的又は特別に影響を及ぼす法令等に含まれないと定義しています。 そのため、設備の法定検査回数が増加するような法令変更は、事業者若しくは本事業に対して一般的に適用される法律の変更にあたると解され、事業者が当該増加費用を負担するものとします。 ただし、当該法定検査回数の増加が、本事業に典型的又は特別に影響を及ぼす法令等の制定・改正にともなうものと判断される場合は、この限りではありません。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
363	事業契約書(案)	74	別紙 10	1	(1)	提案時の支出計画額の見直し	基本納付金の改定における支出見直し額の計算についても、サービス購入料A-1, 2と同様に、一度の改定後になお1.5%を超える物価変動がある場合は、「再度の改定」や「その他特別な要因等による改定」の申し入れが可能である、という理解でよろしいでしょうか。	基本納付金の改定における提案時の支出計画額は、事業契約書(案)別紙10に規定しているとおり、令和12年4月を初回として3年ごとに見直すこととしております。「再度の改定」や「その他特別な要因等による改定」の申し入れはできません。
364	事業契約書(案)	74	別紙 10	1	(2)	提案時の支出計画額の見直し	水光熱費については、提案時において物価指数が非常に高騰した状態で提案時の数値(Cn)を計上することになりますが、改修後の施設の空調効率や新築施設の光熱水費を正しく予測することは困難であり、大きなリスクとなっています。(最新の2022年3月の指標でも2020年度対比27.4%増です) 加えて、貴市のCPIは、現時点で2022年の3月時点までしか公開されていないので、提案時に当該指標(2023年6月)を見込んで提案することが不可能と思われます。ついては、例えば開業時において一度納付金の再計算を行い、以後の納付金試算はそこを基準に行うなど、事業者のリスクをできるだけ低減する方法を検討いただくようお願いできますでしょうか。	原文のままとします。
365	事業契約書(案)		13		第93条第1項	不可抗力による増加費用又は損害の扱い	貴市がご負担いただく合理的な増加費用又は損害が発生した場合、合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いはないでしょうか。	お見込みの通りです。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
366	事業契約書（案）・要求 水準書	7	2 第2	1	20条 1項 (6)	事業用地及び既存 施設の契約不適合 責任 地盤状況等	従前の事業契約書（案）第20条第1項但書には、「なお、…市は、事業用地の土壤汚染に係る契約不適合に関する責任を、一切負担しないものとし、土壤汚染に関する処分等に係る費用は事業者が負担する。」との規定がございましたが、今回の事業契約書（案）において同但書は削除されております。また、要求水準書第2. 1. (6) には、「…汚染掘削残土の処分を行うこと。処分に係る費用については、本事業に含まれる。なお、入札説明書等から合理的に推測し得ない土壤汚染があり、それを事業者が証明した場合、その取扱いについて市及び事業者で協議する。」との記載がございます。 この点に関し、 ①汚染掘削土の処分に係る費用は本事業費に含むため、貴市にご負担いただけるものと理解いたしますが、改良に要する費用についても、事業費に含むものとの理解でよろしいでしょうか。 ②受注者が、善良なる管理者としての注意義務を果たしても入札説明書等から合理的に推測することが困難な土壤汚染に関しては、事業者の証明の如何を問わず発注者（貴市）のご負担とさせていただきますでしょうか。 ③発注者（貴市）が、入札説明書等に記載していることをもって既にご認識している、また合理的に推測し得る土壤汚染に関しましては、その処分、改良等に要する一切の費用を発注者（貴市）にてご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	①事業契約書（案）第20条第2項による場合を除き、汚染掘削土残土の処分に係る費用に加えて、改良に要する費用についても、本事業に含まれるものとし、事業者がサービス購入料により負担することになります。 ②入札説明書等から合理的に推測し得ない地中障害であることについて、事業者に証明して頂きます。 ③入札説明書等から合理的に推測し得る地中障害については、事業者の負担となります。
367	事業契約書(案)別紙6	54	2	(1)	ア	一次支払分： サービス購入料A-1	各年度で「設計・建設及び工事監理業務並びに設計・建設期間に係る統括管理業務に要する費用」の80%がサービス購入料A-1として支払われるという理解で宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
368	事業契約書(案)別紙6	54	2	(1)	ア	一次支払分： サービス購入料A-1	「設計・建設及び工事監理業務並びに設計・建設期間に係る統括管理業務に要する費用」の合計額の80%には消費税も含まれておりますでしょうか。	お見込みの通りです。 事業契約書（案）P59「4. 支払金額及び支払いスケジュール」の表を参照ください。
369	事業契約書(案)別紙6	54	2	(1)	ア	一次支払分： サービス購入料A-1	本事業において、サービス購入料A-1の減少に伴う金融機関への事務手数料等の追加費用が発生するときは事業者負担、割賦料増加に伴う利息増加分につきましては貴市の負担という理解で宜しいでしょうか。	協議によるものとします。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
370	事業契約書(案)別紙6	54	2	(1)	イ	割賦支払分： サービス購入料A-2	サービス購入料A-2の消費税相当額は各返済元本金額に対する消費税の累計でしょうか、または割賦元本の合計額に対する消費税のどちらになりますでしょうか。	元本合計に対する消費税及び地方消費税です。
371	事業契約書(案)別紙6	54	2	(1)	イ	割賦支払分： サービス購入料A-2	様式6-2(2)より提案時の基準金利が0.434%となっておりますが、2022年12月時点の金利を採用されているのでしょうか。2022年11月から12月にかけてTONAのレートが0.2%以上上昇しており、提案時の基準金利が2022年12月時点のものである場合は、事業費算定時より金利が増加し、事業費がを圧迫してしまうため、提案時の基準金利は事業予算の議会承認以前のものを採用していただくことをご検討いただけますでしょうか。	提案時に用いる基準金利「0.434%」は予算要求時点のレートを採用しており、ご指摘の懸念点はないものと考えております。
372	事業契約書(案)別紙6	54		2	ア	サービス購入料A-1 の算定方法と支払い方法	「設計・建設及び工事監理業務並びに設計・建設期間に係る統括管理業務に要する費用の合計額の80%をサービス購入料A-1とする」とあり、「事業者は設計・建設期間の各年度末までに、市による中間確認が完了した場合は当該年度終了後、完工確認が終了した場合は完了後、速やかに市に請求書を提出する」とありますが、各年度末毎に当該業務の総提案費用の80%を上限に出来高払い頂けるという理解でよろしいでしょうか。その場合、1回の出来高払い額は、各出来高払い額の80%なのか、総額80%に達するまで満額の出来高払いを頂けるのかをお教えてください。	お見込みの通りです。 各出来高払い額の80%とします。
373	事業契約書(案)別紙6	54		2	ア	サービス購入料A-1 の算定方法と支払い方法	「b. 支払方法」について「事業者は、設計・建設期間（令和5年度から令和7年度まで）の各年度末までに、市による中間確認が完了した場合は当該年度終了後、完工確認が完了した場合は完了後、速やかに市に請求書を提出する。」と記載ありますが、中間確認の実施時期は各年度末の3月末頃と考えてよろしいでしょうか。仮に、2月等に前倒して実施した場合は3月末に完了予定分を見込んでお支払いいただけないでしょうか	お見込みの通りです。 なお、当該年度業務が3月末よりも前倒して完了した場合は、当該年度中に支払うこともできますが、完了予定分を見込んでの支払いは行いません。
374	事業契約書(案)別紙6	56		2	(3)	維持管理業務の修繕業務に係る対価	「上記以外において、1件300万円以下の小規模なもの」は提案時にいくら見込めばよろしいでしょうか。	提案時には、精算対象経費の対象となる修繕費は見込まないでください。 なお、精算対象経費の上限金額は、毎年度締結する指定管理年度契約書のなかで規定します。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
375	事業契約書(案)別紙7	64				サービス購入料A-1の改定方法 ウ 改定方法 エ 再度の改定方法	サービス購入料A-1の改定方法について、「上記ウの規定によりサービス購入料A-1の改定を行った後、更に1.5%を超える物価変動がある場合、市及び事業者は、物価変動に基づく改定の申し入れを再度行うことができる。」と記載がございます。 ①物価変動に基づく再度の改定の申し入れは、契約締結日から着工日までの期間に限らず、着工日以降、工期内は申し入れが可能であると理解してよろしいでしょうか。 ②仮に契約締結日から着工日までに物価変動による改定が行われなかったが、着工日以降の工期内に1.5%を超える物価変動が発生した場合、貴市及び事業者は、契約締結時点からの物価変動に基づき、改定の申し入れを行うことが可能と理解してよろしいでしょうか。	①お見込みの通りです。 ②お見込みの通りです。 この趣旨を明確化するため、事業契約書（案）別紙7を修正します。
376	事業契約書(案)別紙7	65		1	(2)	ウ	「客観的な物価指標」は貴市と事業者の協議により、ケースバイケースで選定されると思料いたしますが、貴市として現時点で想定されている「客観的な物価指標」はございますでしょうか。	現時点で想定している指標はありません。
377	事業契約書(案)別紙7	64		1	ウ	改定方法	昨今の建設物価の変動は非常に大きく、月単位で大きく変動しています。「契約締結日の属する月」では、提案書提出時点からの物価変動リスクがカバーできません。「提案書提出日が属する月」と変更していただけますでしょうか？	原文のままとします。 ただし、著しい物価上昇により本事業を履行することが不可能又は著しく困難となった場合、協議には応じるものとします。
378	事業契約書(案)別紙7	65				サービス購入料の再度の改定	サービス購入料A-1（A-2も同様です）に関する再度の改定方法について、貴市及び事業者は着工後も物価変動に基づく改定の申し入れができることになっておりますが、この申し入れの回数には特段の制限が無く、必要に応じて何度でも申し入れができるものという理解で宜しいでしょうか？	お見込みの通りですが、サービス購入料A-1又はA-2の改定後、更に1.5%を超える物価変動がある場合に限りです。
379	事業契約書(案)別紙7	65				サービス購入料の改定	サービス購入料A-1及びA-2について、契約締結日の属する月と着工日の属する月を比較して物価変動がある場合が改定の対象となっております。本件の提案書提出日から着工までにも、物価変動が生じる可能性があります。昨今の物価高騰を踏まえると、物価変動リスクの負担が現状のままでは入札が難しくなることから、提案書提出日から着工までの物価変動も改定の対象としていただくようお願い致します。	原文のままとします。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
380	事業契約書(案)別紙7	65		1	イ	サービス購入料の改定	『「都市別指数（名古屋）：構造別平均RC」の「建築」「設備」』とありますが、様式6-4（1）～（6）の区分に応じて適用するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
381	事業契約書(案)別紙7	65		1	イ	サービス購入料の改定	『「都市別指数（名古屋）：構造別平均RC」の「建築」「設備」』とありますが、「構造物平均RC」ではないですか？	「構造別平均RC」です。
382	事業契約書(案)別紙7	66				サービス購入料の改定	「事業契約書(案)別紙7サービス購入料の改定方法」におけるサービス購入料の改定にかかる記載については、「国内における価格」と限定されている箇所が複数ございます。海外から直接建設資材等を購入した場合においても、サービス購入料の改定条項の適用対象となりますでしょうか。また、国内の商社を介して海外から建設資材等を購入する際の価格が著しく変動した場合には、「国内における価格」が著しく変動した場合に該当するものと理解してよろしかったでしょうか。	お見込みの通りです。
383	事業契約書(案)別紙7	68		3	(1)	サービス購入料Bの改定	物価変動による改定について対象となる費用と参照指標は『「毎月勤労統計賃金指数」と「企業向けサービス価格指数」諸サービス』とありますが、どのように区分するのかご教示ください。	労務費に関しては「毎月勤労統計賃金指数」、労務費以外は「企業向けサービス価格指数」諸サービスを参照指標とします。
384	事業契約書(案)別紙7	69		4	ア	物価変動による改定	『「都市別指数（財団法人建設物価調査会発行）の建築費指数における「都市別指数（名古屋）：構造別平均RC」の「建築」「設備」』とありますが、様式6-6（1）（2）の区分に応じて適用するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
385	事業契約書(案)別紙10	73		1	(1)	提案時の収入計画額の見直し	自主事業の利用料収入は、第71条に記載のとおり独立した会計とするため、基本納付金の収入実績額にカウントされないとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
386	事業契約書(案)別紙10	73		1	(1)	提案時の収入計画額の見直し	収入が増加した場合、収入の増加につれて、通常は支出（光熱水費等の管理運営経費）も通増するものと思われる、収入は実績値、支出は計画値を用いた計算式では、実績を反映した見直しとなりません。変動納付金と同様に収入・支出とも実績値を用いた計算式とするよう再検討いただけないでしょうか。	原文のままとします。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
387	事業契約書(案) 別紙10	73	-	1	(2)	(2) 提案時の支出計画額の見直し	「令和5 年6 月（提案時）の指標値と、基本納付金改定年度の3 月の指標値」の変動が見直しの基準として規定されていますが、同頁(1)の収入計画額の見直しの算定式は、直近3年間の収入実績額とされており、収入と支出の算定式が異なっています。支出については物価指数の変動と実際の負担額の推移が異なる場合も想定されるため、結果として収入を最大化しても利益は連動せず、事業者の基本納付金の資金負担が生じる可能性があります。当該可能性を考慮し、事業者側として見直し額を引き下げるために収入の最大化を図るモチベーションが逆に働くことになることが懸念されます。支出計画額の見直しについては、収入計画額と同様の算式に変更頂けないでしょうか。	原文のままとします。
388	事業契約書(案) 別紙10	74	1	(3)		基本納付金の見直し	計算式により見直し基本納付金がマイナスになった場合の取り扱いについてご教示ください。	マイナスとなった場合は、基本納付金を支払う必要はありません。
389	事業契約書(案) 別紙10	74		3		納入方法・時期	「毎年 5 月 20 日までに、市より事業者へ送付する納入通知書にて支払う」とありますが、前年度分の基本納付金および確定した変動納付金を翌年度に支払うとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
390	事業契約書(案) 別紙10	75		3		納入方法・時期	「毎年5月20日までに、市より事業者へ送付する納入通知書にて支払う。」と記載ありますが、支払日は当該年度終了後の翌5月20日までと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
391	事業契約書(案) 別紙10	75	2			変動納付金の金額	情勢によっては、利益相当額が大幅にマイナスになった翌年には大幅にプラスとなる可能性もございます。マイナスとなった場合は、SPCの現預金が減少し、財務状況が悪化するため、プラスになる際に現預金を確保し、SPCの財務状況を安定的にする必要がございます。つきましては、変動納付金の金額を算定する際、プラスとなった年度の前年度がマイナスの場合、前年度のマイナスを当該年度の利益相当額に繰り越して、変動納付金の金額を算定する方法をご検討いただけないでしょうか。	原文のままとします。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
392	事業契約書(案) 別紙10	75	2			変動納付金の金額	様式6-9の注13より変動納付金の計算式に法人税等とご ざいますが、変動納付金は営業費用として損益計算書に て計上し、会計処理をする必要がありますので、変動納 付金の金額に応じて法人税等も変動するため、正確に算 定することが難しくなります。つきましては、計算式か ら法人税等を除外いただけないでしょうか。また、法人 税を除外する分、納付額も増加するため、変動納付金の 計算式の30%も相応に減率いただくことをご検討いた だけないでしょうか。	様式6-9の注13から「+法人税等」を削除します。
393	事業契約書(案) 別紙10	75	3			納入方法・時期	変動納付金の納入時期について、毎年5月20日までにと ございますが、例えば令和9年度の実績から算定した変 動納付金額を令和10年5月20日までには納付するという 理解で宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。